

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2021年2月25日提出
【計算期間】	第14期(自 2019年12月10日至 2020年12月8日)
【ファンド名】	野村米国好利回り社債投信 Aコース 野村米国好利回り社債投信 Bコース
【発行者名】	野村アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	C E O兼代表取締役社長 中川 順子
【本店の所在の場所】	東京都江東区豊洲二丁目2番1号
【事務連絡者氏名】	松井 秀仁
【連絡場所】	東京都江東区豊洲二丁目2番1号
【電話番号】	03-6387-5000
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

米国ドル建の高利回り事業債（ハイ・イールド・ボンド）を実質的な主要投資対象とし、高水準のインカムゲインの確保と信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。

Aコース…実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。

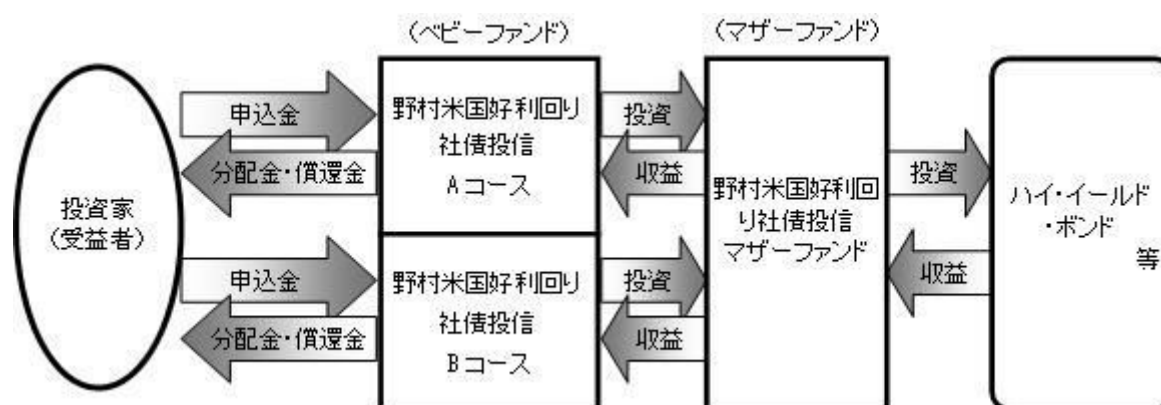
Bコース…実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

「Aコース」「Bコース」間でスイッチング可能です。

各ファンドは、「野村米国好利回り社債投信 マザーファンド」を親投資信託（「マザーファンド」といいます。）とするファミリーファンド方式で運用します。「実質的な主要投資対象」とは、マザーファンドを通じて投資する、主要な投資対象という意味です。

《ファミリーファンド方式について》

各ファンドは「野村米国好利回り社債投信 マザーファンド」を親投資信託（マザーファンド）とするファミリーファンド方式で運用します。ファミリーファンド方式とは、投資家の皆様が投資した資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、実質的な運用を行なうしくみをいいます。



マザーファンドの運用の方針等については、『第1 ファンドの状況 2 投資方針（参考）マザーファンドの概要』をご参照ください。

各ファンドは、マザーファンドのほかに、公社債等に直接投資する場合があります。

「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されます。

■ 信託金の限度額 ■

受益権の信託金限度額は、各ファンドにつき5,000億円です。ただし、受託者と合意のうえ、当該信託金限度額を変更することができます。

< 商品分類 >

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りで

す。

なお、ファンドに該当する商品分類及び属性区分は下記の表中に**網掛け表示**しております。

（野村米国好利回り社債投信 Aコース）

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
追加型	海外	債券
	内外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル		
	年2回	日本		
	年4回	北米	ファミリーファンド	あり (フルヘッジ)
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州		
	年12回 (毎月)	アジア		
	日々	オセアニア		
不動産投信	その他 ()	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券 (債券 社債 低格付債))		アフリカ		
		中近東 (中東)		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（債券）とが異なります。

（野村米国好利回り社債投信 Bコース）

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
---------	--------	-------------------

単 位 型	国 内	株 式
追 加 型	海 外	債 券
	内 外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル		
一般				
大型株	年2回			
中小型株	年4回	日本		
債券		北米	ファミリーファンド	あり ()
一般	年6回			
公債	(隔月)	欧州		
社債				
その他債券	年12回	アジア		
クレジット属性	(毎月)			
()	日々	オセアニア		
不動産投信		中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし
	その他			
()		アフリカ		
その他資産				
(投資信託証券				
(債券 社債		中近東		
(低格付債))		(中東)		
資産複合		エマージング		
()				
資産配分固定型				
資産配分変更型				

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（債券）とが異なります。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記、商品分類及び属性区分の定義については、下記をご覧ください。

なお、下記一般社団法人投資信託協会のホームページでもご覧頂けます。

《一般社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス》 <http://www.toushin.or.jp/>

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。（2013年2月21日現在）

< 商品分類表定義 >

「単位型投信・追加型投信の区分」

(1) 単位型投信...当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。

(2)追加型投信...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

[投資対象地域による区分]

- (1)国内...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)海外...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)内外...目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資対象資産による区分]

- (1)株式...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)債券...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)不動産投信(リート)...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4)その他資産...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5)資産複合...目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[独立した区分]

- (1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)...「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド)...「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3)ETF...投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

[補足分類]

- (1)インデックス型...目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)特殊型...目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

< 属性区分表定義 >

[投資対象資産による属性区分]

株式

- (1)一般...次の大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- (2)大型株...目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- (3)中小型株...目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

債券

- (1)一般...次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- (2)公債...目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (3)社債...目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (4)その他債券...目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (5)格付等クレジットによる属性...目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記(1)から(4)に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

不動産投信...これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

その他資産...組入れている資産を記載するものとする。

資産複合...以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- (1)資産配分固定型...目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- (2)資産配分変更型...目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるもの若しくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合

わせている資産を列挙するものとする。

〔 決算頻度による属性区分 〕

- (1)年1回...目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- (2)年2回...目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- (3)年4回...目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- (4)年6回(隔月)...目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- (5)年12回(毎月)...目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- (6)日々...目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- (7)その他...上記属性にあてはまらないすべてのものをいう。

〔 投資対象地域による属性区分(重複使用可能) 〕

- (1)グローバル...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- (2)日本...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)北米...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4)欧州...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (5)アジア...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (6)オセアニア...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (7)中南米...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8)アフリカ...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9)中近東(中東)...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (10)エマージング...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

〔 投資形態による属性区分 〕

- (1)ファミリーファンド...目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- (2)ファンド・オブ・ファンズ...「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

〔 為替ヘッジによる属性区分 〕

- (1)為替ヘッジあり...目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2)為替ヘッジなし...目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

〔 インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分 〕

- (1)日経225
- (2)TOPIX
- (3)その他の指数...上記指数にあてはまらないすべてのものをいう。

〔 特殊型 〕

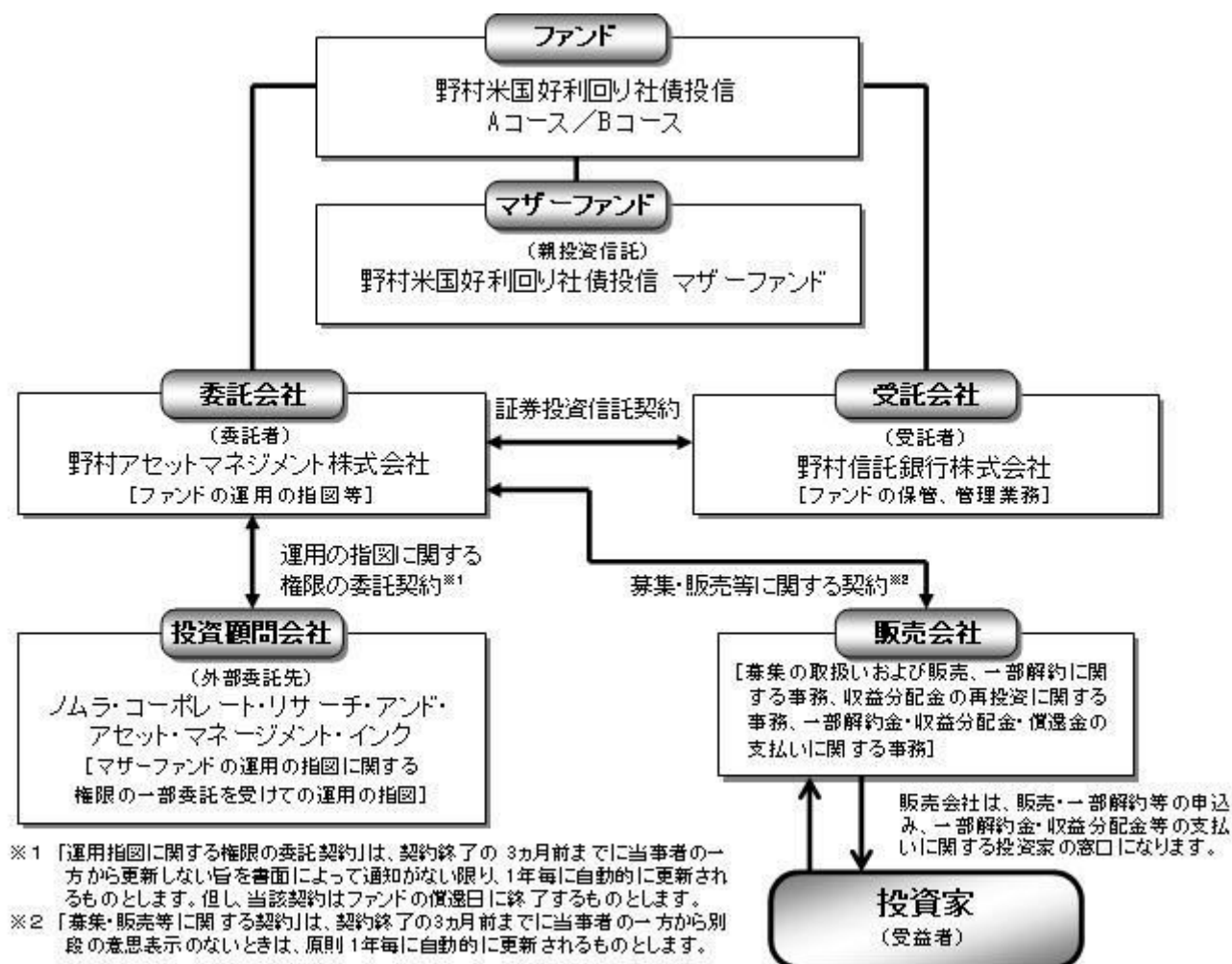
- (1)ブル・ベア型...目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)条件付運用型...目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資又はその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- (3)ロング・ショート型/絶対収益追求型...目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- (4)その他型...目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

(2) 【ファンドの沿革】

2006年11月30日

信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】



■ 委託会社の概況(2021年1月末現在) ■

・ 名称

野村アセットマネジメント株式会社

・ 資本金の額

17,180百万円

・ 会社の沿革

1959年12月1日

野村證券投資信託委託株式会社として設立

1997年10月1日

投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村

アセット・マネージメント投信株式会社に商号を変更

2000年11月1日

野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更

・ 大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
----	----	-------	----

野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋1-13-1	5,150,693株	100%
----------------	-----------------	------------	------

2【投資方針】

（１）【投資方針】

[1] 米国ドル建のハイ・イールド・ボンドを主要投資対象とします。

主として米国ドル建のハイ・イールド・ボンドに投資し、高水準のインカムゲインと中長期的な値上がり益の獲得によるトータル・リターンを追求を目指し、積極的な運用を行ないます。

投資する事業債は主としてBB格相当以下の格付が付与されているもの（格付けがない場合は同等の信用度を有すると判断されるものを含みます。）とします。

ディストレス債券やデフォルト債券などを含め幅広い低格付証券に投資を行ないます。

[2] 投資対象の徹底したクレジット分析と分散投資により、ポートフォリオ全体のリスクの低減を目指します。

ハイ・イールド・ボンドへの投資にあたっては、投資対象の徹底したクレジット分析を行なうことにより、信用リスクのコントロールを行ないます。

ポートフォリオによる分散投資によりリスクの低減を図ることを基本とします。

同一発行体の発行するハイ・イールド・ボンドへの投資割合は、マザーファンドの純資産総額の10%以内とします。

投資対象を40業種に分類し、1業種あたりの投資割合は、原則としてマザーファンドの純資産総額の30%以内とします。

[3] 「Aコース」は原則として為替ヘッジを行ない、「Bコース」は原則として為替ヘッジを行ないません。

野村米国好利回り社債投信 Aコース ＜為替ヘッジあり＞ 実質組入外貨建資産については、 原則として為替ヘッジにより 為替変動リスクの低減を図ることを 基本とします。	野村米国好利回り社債投信 Bコース ＜為替ヘッジなし＞ 実質組入外貨建資産については、 原則として為替ヘッジを行ないません。
--	--

[4] ファンドは、以下をベンチマークとします。

Aコース	ICE BofA US High Yield Constrained Index（円ヘッジベース） ¹
Bコース	ICE BofA US High Yield Constrained Index（円換算ベース） ²

1 「ICE BofA US High Yield Constrained Index（円ヘッジベース）」は、ICE BofA US High Yield Constrained Index（USドルベース）をもとに、委託会社が独自にヘッジコストを考慮して円換算したものです。

2 「ICE BofA US High Yield Constrained Index（円換算ベース）」は、ICE BofA US High Yield Constrained Index（USドルベース）をもとに、委託会社が独自に円換算したものです。

[5] ノムラ・コーポレート・リサーチ・アンド・アセット・マネージメント・インク（NCRAM社）に、運用の指図に関する権限の一部を委託します。

マザーファンドの運用にあたっては、「ノムラ・コーポレート・リサーチ・アンド・アセット・マネージメント・インク」（NOMURA CORPORATE RESEARCH AND ASSET MANAGEMENT INC.）に運用の指図に関する権限の一部を委託し、運用の効率化に努めます。

委託する範囲	： 海外の公社債等（含む金融商品）の運用
委託先名称	： NOMURA CORPORATE RESEARCH AND ASSET MANAGEMENT INC. （ノムラ・コーポレート・リサーチ・アンド・アセット・マネージメント・インク）
委託先所在地	： 米国ニューヨーク州ニューヨーク市
委託に係る費用	： 「野村米国好利回り社債投信 マザーファンド」の外部委託先の報酬は、委託会社報酬の中から支払うものとし、その報酬額は当該マザーファンドの平均純資産総額（日々の純資産総額の平均値）に対し年0.60% の率を乗じた金額とします。

運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更する場合があります。

（参考）

■ NCRAM社について ■

Nomura Corporate Research and Asset Management Inc.（ノムラ・コーポレート・リサーチ・アンド・アセット・マネージメント・インク：NCRAM社）は、1991年3月に設立された米国に登録されている野村グループの投資顧問会社であり、米国公社債やエマージング・マーケット債で構成されるポートフォリオの運用を行なっています。

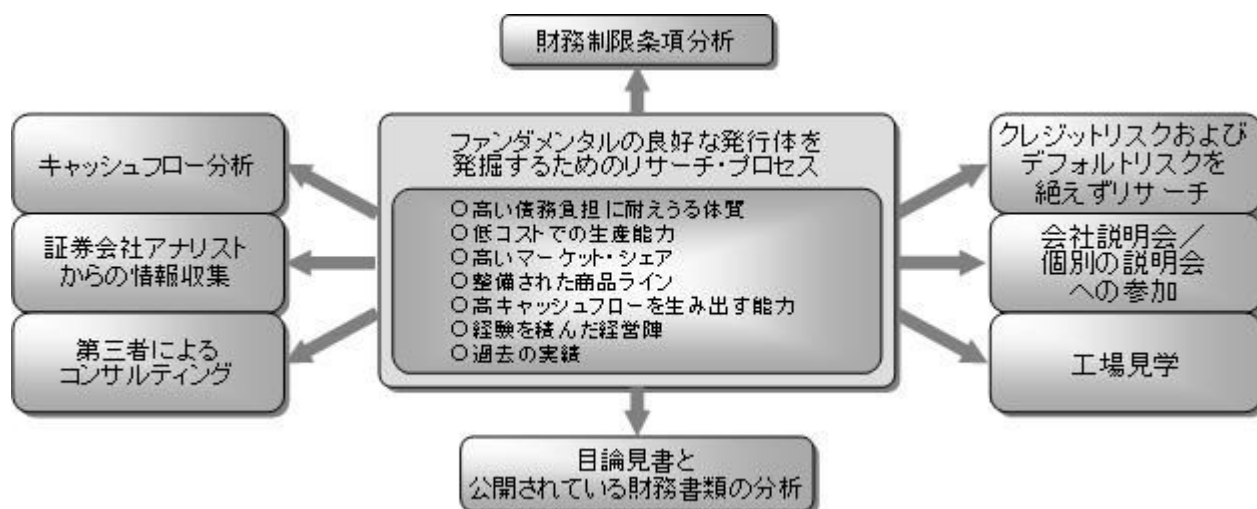
NCRAM社は、クレジットリスクを有する債券の運用において充実した体制を整えています。

NCRAM社はファンダメンタルズの良好な企業を発掘するために、リサーチ中心のボトム・アップ・アプローチを採用しています。

デフォルトによる損失を最小限に抑えることを目的にクレジット・リスク管理を徹底し、保守的なポートフォリオ運用を行なっています。

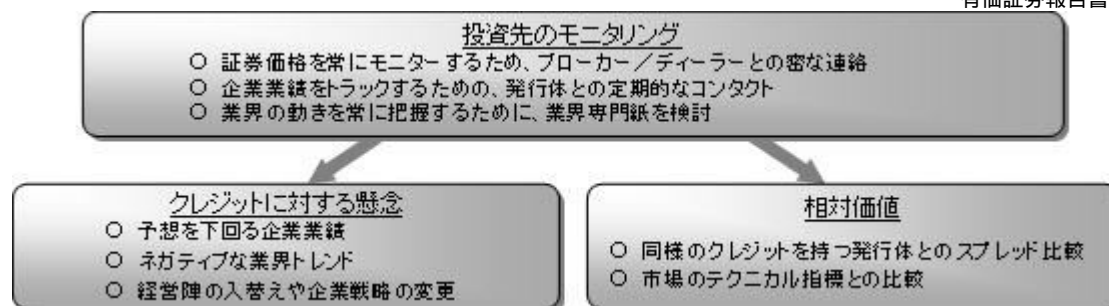
■ NCRAM社のリサーチプロセス ■

NCRAM社の信用分析は、企業の業務内容とキャッシュフローを生み出す能力に焦点を当てています。



■ 投資先のモニタリングと規律ある売却 ■

投資先は継続的にモニターされ、状況に応じてポートフォリオを修正します。



資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

（２）【投資対象】

米国ドル建の高利回り事業債（ハイ・イールド・ボンド）を実質的な主要投資対象とし、ディストレス債券やデフォルト債券などを含め幅広い低格付証券に投資を行ないます。

各ファンドは「野村米国好利回り社債投信 マザーファンド」への投資を通じて、実質的にハイ・イールド・ボンドに投資を行ないます。なお、公社債等に直接投資する場合があります。

デリバティブの使用は、ヘッジ目的に限定します。

■ マザーファンドの主要投資対象 ■

米国ドル建の高利回り事業債（ハイ・イールド・ボンド）を主要投資対象とし、ディストレス債券やデフォルト債券などを含め幅広い低格付証券に投資を行ないます。

投資対象には、米国以外の企業の発行する債券等が含まれます。なお、LPS（リミテッド・パートナーシップ）の発行する債務証券または債務証書、転換社債型新株予約権付社債、優先証券またはこれに類する証券、コーポレート・ローン、新株予約権などの権利が付与された債券、債務証券の保有に関連して発行される株式などへ投資を行なう場合があります。

転換社債型新株予約権付社債とは、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）をいいます。

ハイ・イールド・ボンドとは...

債券などの格付機関（S&P社、ムーディーズ社など）によって格付される債券の信用度でBB格以下に格付されている事業債をいいます。

格付とは、債券などの元本および利息が償還まで当初契約の定めどおり返済される確実性の程度を評価したものをいいます。

信用度の低い格付をもつ債券ほど、元本および利息が償還まで定めどおりに返済される確実性が低く（信用リスクが大きく）なります。

信用度	S&P社の場合	ムーディーズ社の場合
高い	AAA	Aaa
	AA	Aa
	A	A
	BBB	Baa
	BB	Ba
	B	B
	CCC	Caa
	CC	Ca
	C	C
低い	D	

主な投資対象

1つの格付内に等級を設けるため、付加的な記号が用いられることがあります。たとえば、BBB格における平均以上あるいは平均以下の格付を表すために、S&P社ではBBB+、BBB-のように、ムーディーズ社ではBaa1、Baa3のように表記しています。

ディストレス債券とは...

発行企業の財務状況や信用力の悪化により著しく価格が低下した債券をいいます。

デフォルト債券とは...

デフォルトとは一般的には債券の利払いおよび元本返済の不履行、もしくは遅延などをいい、このような状態にある債券をデフォルト債券といいます。

「Aコース」「Bコース」共通

投資の対象とする資産の種類（約款第20条）

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ．有価証券
 - ロ．デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、下記「（5）投資制限 および 」に定めるものに限りま。
 - ハ．約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）
 - ニ．金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）
- 2 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ．為替手形
 - ロ．次に掲げるものをすべてみだす資産
 - ・リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティ・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するもの
 - ・流動性に考慮し、時価の取得が可能なもの
 - ・前号に掲げるものまたは本号イに掲げるものに該当しないもの

有価証券の指図範囲（約款第21条第1項）

委託者は、信託金を、主として野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である野村米国好利回り社債投信 マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を含みます。）
5. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
6. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
7. 転換社債の転換および新株予約権の行使により取得した株券、株主割当または社債権者割当等により取得した株券、新株の引受権を表示する証券もしくは証書または新株予約権証券
8. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
9. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
10. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
11. コマーシャル・ペーパー
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 外国の者の発行する証券または証書で、第4号の証券または証書もしくは株券または新株引受権証券の性質を有するプリファランス シェアーズおよびこれらに類するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
15. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
16. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
20. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
21. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
22. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第7号の証券または証書、第12号、第13号および第17号の証券または証書のうち第7号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第1号から第6号までの証券または証書、第12号および第17号の証券または証書のうち第1号から第6号までの証券または証書の性質を有するものおよび第13号の証券または証書のうち第4号の証券または証書の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲（約款第21条第2項）

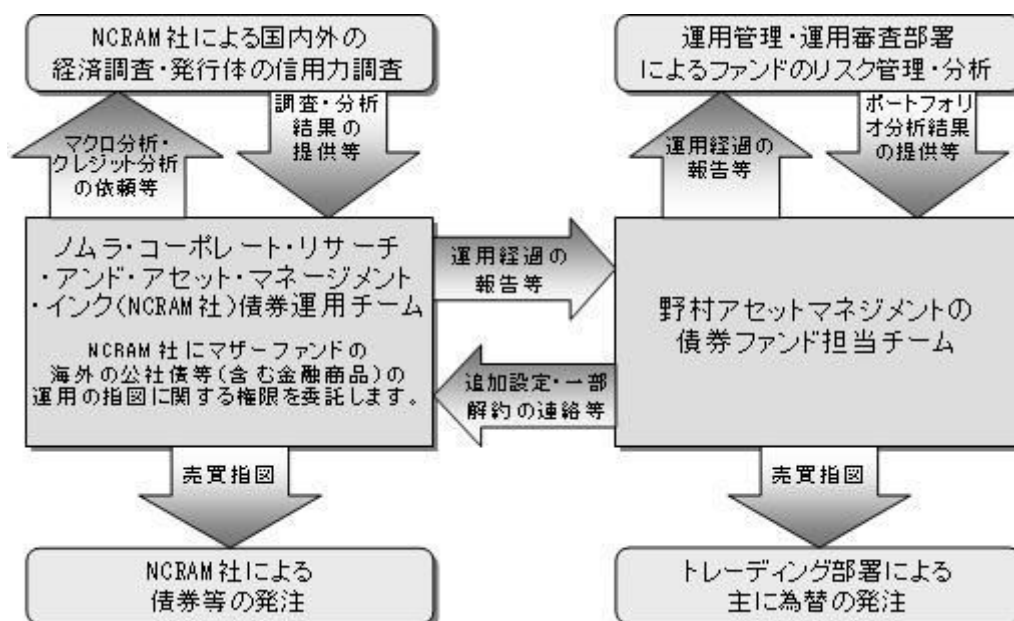
委託者は、信託金を、次の金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（上記「（2）投資対象 有価証券の指図範囲」に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 5の2. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
6. 日本の会社に類似した性質を有しない外国の者が発行する債務証券または証書（上記 に定める証券または証書を除きます。）
7. 流動性のあるプリファランス シェアーズおよびこれらに類するもの（上記 第13号に定める証券または証書を除きます。なお、上記 第13号に定める証券または証書を含め、「優先証券」といいます。）
8. リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティ・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するものであって、流動性のある前各号および上記 各号以外のもの
その他の投資対象
 1. 先物取引等
 2. スワップ取引

（３）【運用体制】

ファンドの運用体制は以下の通りです。

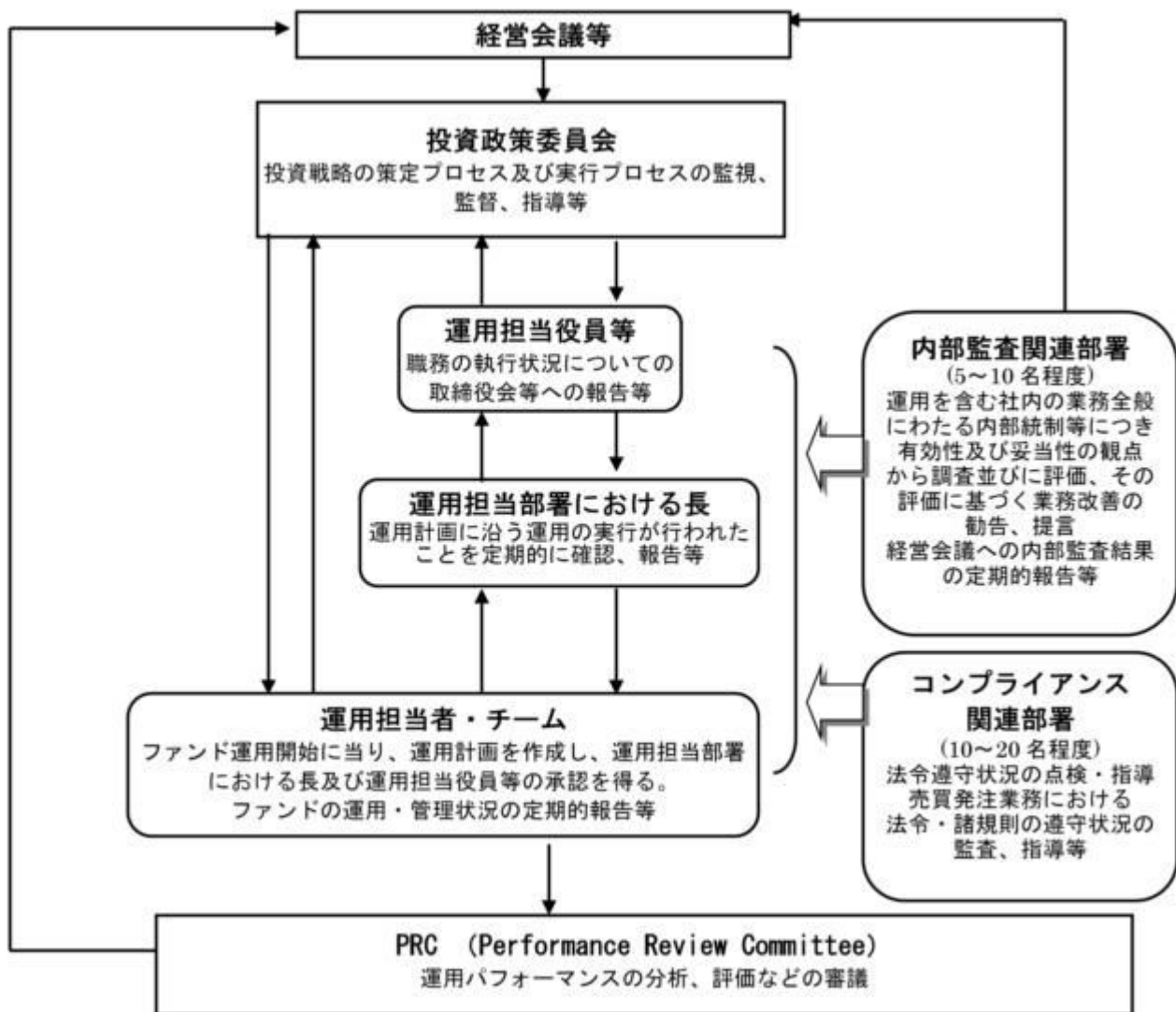


運用体制はマザーファンドを含め記載されております。

当社では、ファンドの運用に関する社内規程として、運用担当者に関する規程並びにスワップ取引、信用リスク管理、資金の借入、外国為替の予約取引等、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けております。

ファンドを含む委託会社における投資信託の内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りで

す。



委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等

当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

運用の外部委託を行う場合、「運用の外部委託先」に対しては、外部委託先が行った日々の約定について、投資ガイドラインに沿ったものであるかを確認しています。また、コンプライアンスレポートの提出を義務付け、定期的に管理状況に関する報告を受けています。さらに、外部委託先の管理体制、コンプライアンス体制等について調査ならびに評価を行い、定期的に商品に関する委員会に報告しています。

ファンドの運用体制等は今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

年1回の毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の金額とします。

分配金額は、上記 の範囲内で、基準価額の水準等を勘案して委託者が決定します。

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

利子・配当等収益とは、配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額で、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

売買益とは、売買損益に評価損益を加減した利益金額で、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

* 委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

ファンドの決算日

原則として毎年12月8日（休業日の場合は翌営業日）を決算日とします。

分配金のお支払い

分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（５）【投資制限】

「Ａコース」「Ｂコース」共通

外貨建資産への投資割合（運用の基本方針 ２ 運用方法 （３）投資制限）

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

デリバティブの使用はヘッジ目的に限定します。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。（運用の基本方針 ２ 運用方法 （３）投資制限）

株式への投資割合（運用の基本方針 ２ 運用方法 （３）投資制限）

株式への投資は、優先証券のうち株券または新株引受権証書の性質を有するもの、転換社債を転換および新株予約権を行使したものおよび社債権者割当等により取得したものに限り、株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の30%以内とします。

同一銘柄の株式への投資割合（運用の基本方針 2 運用方法（3）投資制限）

同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の転換社債等への投資割合（運用の基本方針 2 運用方法（3）投資制限）

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への投資割合（運用の基本方針 2 運用方法（3）投資制限）

投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

投資する株式等の範囲（約款第24条）

（ ）委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

（ ）上記（ ）の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

先物取引等の運用指図・目的・範囲（約款第26条）

（ ）委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに上記「（2）投資対象 金融商品の指図範囲」の第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

（ ）委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属

するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

() 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに上記「(2) 投資対象 金融商品の指図範囲」の第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに上記「(2) 投資対象 金融商品の指図範囲」の第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額（以下本号において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

スワップ取引の運用指図・目的・範囲（約款第27条）

- () 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。
- () スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- () スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図する

ものとしします。

（ ）上記（ ）においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（ ）スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとしします。

（ ）委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとしします。

有価証券の貸付の指図および範囲（約款第29条）

（ ）委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとしします。

2 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとしします。

（ ）上記（ ）に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとしします。

（ ）委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとしします。

公社債の借入れ（約款第30条）

（ ）委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとしします。

（ ）上記（ ）の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

（ ）信託財産の一部解約等の事由により、上記（ ）の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとしします。

（ ）上記（ ）の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（約款第31条）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約の指図（約款第32条）

（ ）委託者は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

（ ）委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとしします。

資金の借入れ（約款第40条）

（ ）委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資

金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

（ ）一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

（ ）収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

（ ）借入金の利息は信託財産中より支弁します。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。（運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限）

（参考）マザーファンドの概要

「野村米国好利回り社債投信 マザーファンド」

運 用 の 基 本 方 針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1．基本方針

この投資信託は、高水準のインカムゲインと中長期的な値上がり益の獲得によるトータル・リターンの追求を目指し、積極的な運用を行ないます。

2．運用方法

（1）投資対象

米国ドル建の高利回り事業債（ハイ・イールド・ボンド）を主要投資対象とします。ディストレス債券やデフォルト債券などを含め幅広い低格付証券に投資を行ないます。投資対象には、米国以外の企業の発行する債券等が含まれます。なお、LPS（リミテッド・パートナーシップ）の発行する債務証券または債務証書、転換社債型新株予約権付社債、優先証券またはこれに類する証券、コーポレート・ローン、新株予約権などの権利が付与された債券、債務証券の保有に関連して発行される株式などへ投資を行なう場合があります。

（2）投資態度

主として米国ドル建のハイ・イールド・ボンドに投資し、高水準のインカムゲインと中長期的な値上がり益の獲得によるトータル・リターンの追求を目指し、積極的な運用を行ないます。ディストレス債券やデフォルト債券などを含め幅広い低格付証券に投資を行ないます。投資対象には、米国以外の企業の発行する

債券等が含まれます。なお、LPS（リミテッド・パートナーシップ）の発行する債務証券または債務証券、転換社債型新株予約権付社債、優先証券またはこれに類する証券、コーポレート・ローン、新株予約権などの権利が付与された債券、債務証券の保有に関連して発行される株式などへ投資を行なう場合があります。

投資する事業債は主としてBB格相当以下の格付けが付与されているもの（格付けがない場合は同等の信用度を有すると判断されるものを含みます。）とします。

ハイ・イールド・ボンドへの投資にあたっては、投資対象の徹底したクレジット分析を行なうことにより、信用リスクのコントロールを行ないます。

ポートフォリオによる分散投資によりリスクの低減を図ることを基本とします。

同一発行体の発行するハイ・イールド・ボンドへの投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資対象を40業種に分類し、1業種あたりの投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の30%以内とします。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

NOMURA CORPORATE RESEARCH AND ASSET MANAGEMENT INC.に当ファンドの海外の公社債等（含む金融商品）の運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（3）投資制限

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

株式への投資は、優先証券のうち株券または新株引受権証券の性質を有するもの、転換社債を転換および新株予約権を行使したものおよび社債権者割当等により取得したものに限り、株式への投資割合は信託財産の純資産総額の30%以内とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

有価証券先物取引等は約款第18条の範囲で行ないます。

スワップ取引は約款第19条の範囲で行ないます。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

3【投資リスク】

基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。

したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

[債券価格変動リスク]

債券（公社債等）は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは実質的に債券に投資を行ないますので、これらの影響を受けます。特にファンドが実質的に投資を行なうハイ・イールド・ボンド等の格付の低い債券については、格付の高い債券に比べ、元利金の支払遅延および支払不履行などが生じるリスクや価格が大きく変動する可能性が高いと想定されます。中でも、ディストレス債券、デフォルト債券は価格変動の度合いが大きくなる可能性があります。

[為替変動リスク]

「Bコース」は、実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行ないませんので、為替変動の影響を受けます。

「Aコース」は、実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本としますが、為替変動リスクを完全に排除できるわけではありません。また、円金利がヘッジ対象通貨の金利より低い場合、その金利差相当分のヘッジコストがかかるため、基準価額の変動要因となります。

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。

ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。

有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。

ファンドのベンチマークは、市場の構造変化等によっては今後見直す場合があります。また、ベンチマークに対して一定の投資成果をあげることを保証するものではありません。

投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

委託会社におけるリスクマネジメント体制

リスク管理関連の委員会

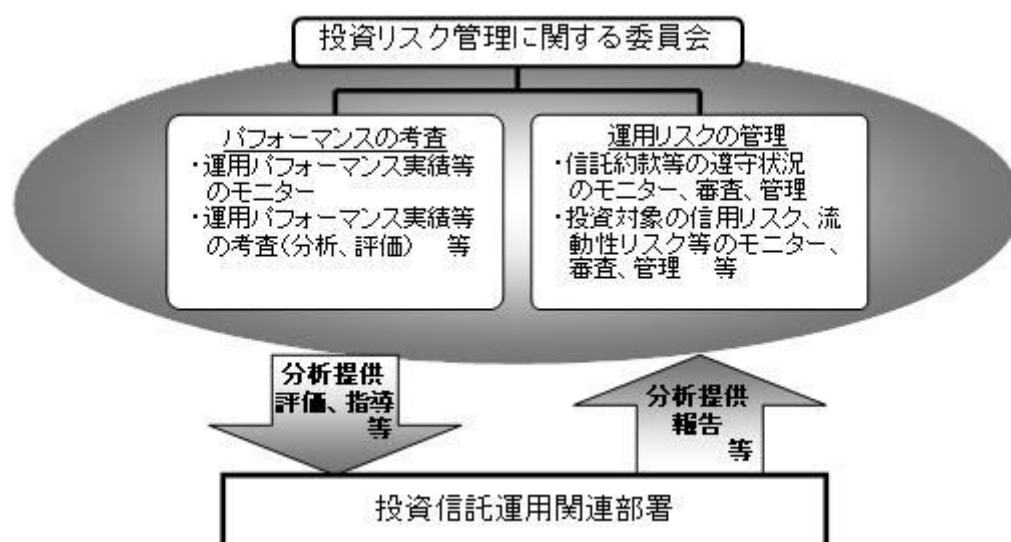
パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。

運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

リスク管理体制図



投資リスクに関する管理体制等は今後変更となる場合があります。

■ リスクの定量的比較（2016年1月末～2020年12月末：月次）

■ Aコース

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



2016年1月 2016年12月 2017年12月 2018年12月 2019年12月 2020年12月

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	18.5	32.2	34.1	37.2	9.3	11.4	19.3
最小値 (%)	△ 12.2	△ 22.0	△ 17.5	△ 27.4	△ 4.0	△ 12.3	△ 17.4
平均値 (%)	1.3	3.6	6.8	4.6	1.4	1.0	1.0

- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2016年1月末を10,000として指数化しております。
- * 年間騰落率は、2016年1月から2020年12月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2016年1月から2020年12月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

■ Bコース

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



2016年1月 2016年12月 2017年12月 2018年12月 2019年12月 2020年12月

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	21.8	32.2	34.1	37.2	9.3	11.4	19.3
最小値 (%)	△ 18.5	△ 22.0	△ 17.5	△ 27.4	△ 4.0	△ 12.3	△ 17.4
平均値 (%)	1.0	3.6	6.8	4.6	1.4	1.0	1.0

- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2016年1月末を10,000として指数化しております。
- * 年間騰落率は、2016年1月から2020年12月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2016年1月から2020年12月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※ 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

<代表的な資産クラスの指数> ○日本株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み） ○先進国株：MSCI-KOKUSAI 指数（配当込み、円ベース） ○新興国株：MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース） ○日本国債：NOMURA-BPI 国債 ○先進国債：FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース） ○新興国債：JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）
■代表的な資産クラスの指数の著作権等について■ ○東証株価指数（TOPIX）（配当込み）・・・東証株価指数（TOPIX）（配当込み）は、株式会社東京証券取引所（東京証券取引所）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、東京証券取引所が有しています。なお、本商品は、東京証券取引所により提供、保証又は販売されるものではなく、東京証券取引所は、ファンドの発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。 ○MSCI-KOKUSAI 指数（配当込み、円ベース）、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）・・・MSCI-KOKUSAI 指数（配当込み、円ベース）、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）は、MSCI が開発した指数です。同指数に対する著作権、知的財産権その他一切の権利は MSCI に帰属します。また MSCI は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。 ○NOMURA-BPI 国債・・・NOMURA-BPI 国債の知的財産権は、野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、NOMURA-BPI 国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI 国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関し一切責任を負いません。 ○FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）・・・FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）は、FTSE Fixed Income LLC により運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数は FTSE Fixed Income LLC の知的財産であり、指数に関するすべての権利は FTSE Fixed Income LLC が有しています。 ○JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）・・・「JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）」（ここでは「指数」と呼びます）についてここに提供された情報は、指数のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファメーション、或いは指数に関連する何らかの商品の価格や価値を決めるものでもありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスを法的に推奨するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、JP Morgan Chase & Co. 及びその子会社（以下、JPMC）がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPM やその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメイクを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、プレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または貸主になっている可能性もあります。 米国の J.P. Morgan Securities LLC（ここでは「JPMSEC」と呼びます）（「指数スポンサー」）は、指数に関する証券、金融商品または取引（ここでは「プロダクト」と呼びます）についての勧誘、保障または販売促進を行いません。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市場における投資機会を指数に関連させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指数スポンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指数スポンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指数は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指数に付随する情報について保証するものではありません。指数は指数スポンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指数スポンサーに帰属します。 JPMSEC は NASD、NYSE、SIPC の会員です。JPMorgan は JP Morgan Chase Bank, NA, JPMI, J.P. Morgan Securities PLC., またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

（出所：株式会社野村総合研究所、FTSE Fixed Income LLC 他）

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

取得申込日の翌営業日の基準価額に、3.3%（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する率）（税抜3.0%）以内 で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。販売会社については、「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。

収益分配金を再投資する場合には手数料は無手数料とします。

購入時手数料は、商品及び関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として、購入時に頂戴するものです。

（２）【換金（解約）手数料】

換金手数料はありません。

（３）【信託報酬等】

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.76%（税抜年1.60%）の率を乗じて得た額とし、信託報酬の配分については、次の通り（税抜）とします。

<委託会社>

<販売会社>

<受託会社>

年1.05%

年0.50%

年0.05%

ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

「野村米国好利回り社債投信 マザーファンド」の投資顧問会社が受ける報酬は、「野村米国好利回り社債投信 マザーファンド」を投資対象とする証券投資信託の委託者が受ける報酬から、毎年6月および12月ならびに信託契約終了のとき支払うものとし、その報酬額は、当該マザーファンドの平均純資産総額（日々の純資産総額の平均値）に、年0.60%の率を乗じて得た額とします。

支払先の役務の内容

< 委託会社 >	< 販売会社 >	< 受託会社 >
ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等

（４）【その他の手数料等】

ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行なった場合、当該借入金の利息はファンドから支払われます。

ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息および信託財産に属する資産のデフォルト等の発生に伴う諸費用（債権回収に要する弁護士費用等を含む。）等（ディストレス債券やデフォルト債券等への投資に伴い要する弁護士費用を含む。）は、受益者の負担とし、ファンドから支払われます。

ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用はファンドから支払われます。

監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときにファンドから支払われます。

これらの費用等の中には、運用状況等により変動するものがあり、事前に料率、上限額等を表示することができないものがあります。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

■個人、法人別の課税について■

個人の投資家に対する課税

< 収益分配金に対する課税 >

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315% (国税(所得税及び復興特別所得税) 15.315%および地方税5%)の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。

なお、配当控除は適用されません。

< 換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対する課税 >

換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）については、申告分離課税により20.315%（国税15.315%および地方税5%）の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は20.315%の税率により源泉徴収が行なわれます。

損益通算について

以下の所得間で損益通算が可能です。上場株式等の配当所得については申告分離課税を選択したものに限りです。

《利子所得》	《上場株式等に係る譲渡所得等》 ^{（注2）}	《配当所得》
・ 特定公社債 ^{（注1）} の利子 ・ 公募公社債投資信託の収益分配金	特定公社債、公募公社債投資信託、上場株式、公募株式投資信託の ・ 譲渡益 ・ 譲渡損	・ 上場株式の配当 ・ 公募株式投資信託の収益分配金

（注1）「特定公社債」とは、国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債、2015年12月31日以前に発行された公社債（同族会社が発行した社債を除きます。）などの一定の公社債をいいます。

（注2）株式等に係る譲渡所得等について、上場株式等に係る譲渡所得等とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等に区分し、別々の分離課税制度とすることとされ、原則として、これら相互の通算等ができないこととされました。

上場株式、公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」の適用対象です。NISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の投資家に対する課税

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金（解約）時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（国税15.315%）の税率で源泉徴収が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

■ 換金（解約）時および償還時の課税について ■

[個人の投資家の場合]

換金（解約）時および償還時の差益 については、譲渡所得とみなして課税が行われます。

換金（解約）時および償還時の価額から取得費（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益を譲渡益として課税対象となります。

[法人の投資家の場合]

換金（解約）時および償還時の個別元本超過額が源泉徴収の対象（配当所得）となります。

なお、買取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

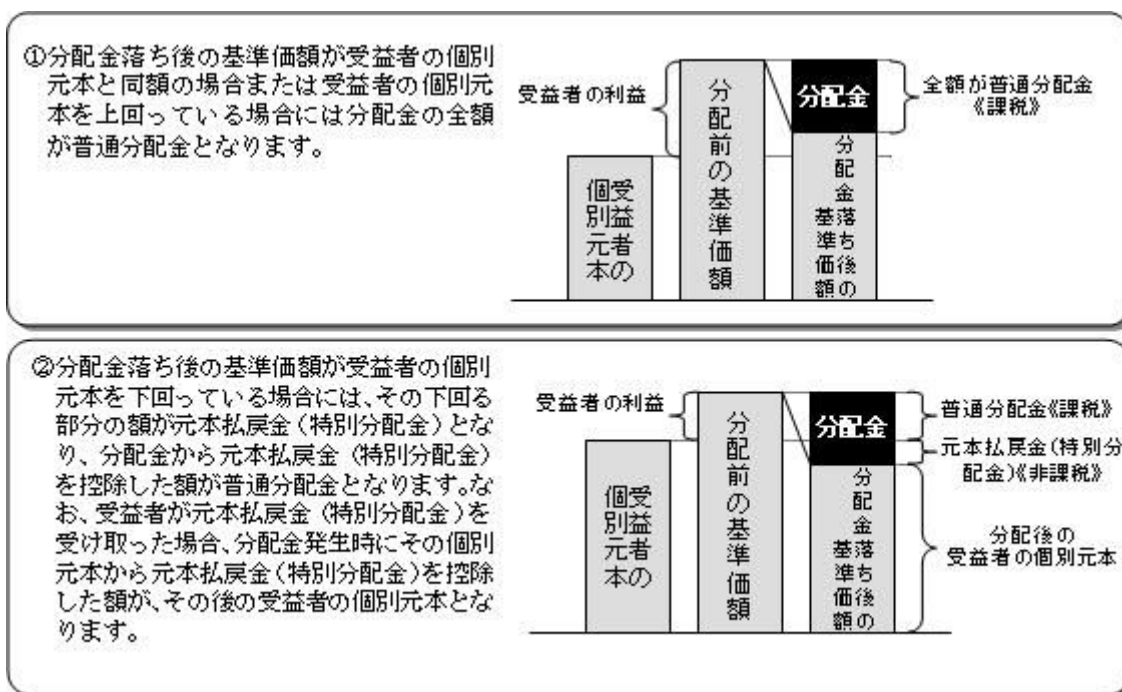
■ 個別元本について ■

追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

■ 分配金の課税について ■

分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）があります。



上図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

税法が改正された場合等には、上記「（５）課税上の取扱い」の内容（2020年12月末現在）が変更になる場合があります。

5【運用状況】

以下は2020年12月30日現在の運用状況であります。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（１）【投資状況】

野村米国好利回り社債投信 Aコース

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	571,406,505	97.98
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	11,754,966	2.01
合計（純資産総額）		583,161,471	100.00

野村米国好利回り社債投信 Bコース

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	1,220,565,944	99.62
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	4,581,877	0.37
合計（純資産総額）		1,225,147,821	100.00

（参考）野村米国好利回り社債投信 マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	アメリカ	45,606,057	0.36
新株予約権証券	アメリカ	1,965,241	0.01
社債券	アメリカ	12,016,833,842	95.70
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	491,249,963	3.91
合計（純資産総額）		12,555,655,103	100.00

その他の資産の投資状況

その他の資産として、下記の通り貸付債権を組入れております。

なお、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。

資産の種類	国／地域	数量	時価（円）	投資比率（％）
貸付債権	アメリカ	1,934,149.34	165,481,744	1.31

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

野村米国好利回り社債投信 Aコース

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	投資比率（％）
1	日本	親投資信託受益証券	野村米国好利回り社債投信 マザーファンド	222,060,666	2.5635	569,252,518	2.5732	571,406,505	97.98

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	97.98
合 計	97.98

野村米国好利回り社債投信 Bコース

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 （円）	簿価 金額 （円）	評価 単価 （円）	評価 金額 （円）	投資 比率 （%）
1	日本	親投資信託 受益証券	野村米国好利回り社債投信 マ ザーファンド	474,337,768	2.5635	1,215,964,869	2.5732	1,220,565,944	99.62

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.62
合 計	99.62

（参考）野村米国好利回り社債投信 マザーファンド

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 （円）	簿価 金額 （円）	評価 単価 （円）	評価 金額 （円）	利率 （%）	償還期限	投資 比率 （%）
1	アメリカ	社債券	TRANSDIGM INC	975,000	10,779.52	105,100,369	10,831.27	105,604,931	5.5	2027/11/15	0.84
2	アメリカ	社債券	SPRINT CAPITAL CORP	600,000	16,042.50	96,255,000	16,259.85	97,559,100	8.75	2032/3/15	0.77
3	アメリカ	社債券	KRAFT HEINZ FOODS CO	750,000	11,041.10	82,808,293	11,196.73	83,975,486	4.375	2046/6/1	0.66
4	アメリカ	社債券	GLOBAL AIR LEASE CO LTD	868,377	9,522.00	82,686,858	9,211.49	79,990,547	6.5	2024/9/15	0.63
5	アメリカ	社債券	CCO HLDGS LLC/CAP CORP	650,000	10,892.34	70,800,210	11,035.68	71,731,969	4.5	2032/5/1	0.57
6	アメリカ	社債券	ALTICE FRANCE HOLDING SA	600,000	11,766.65	70,599,938	11,650.21	69,901,313	10.5	2027/5/15	0.55
7	アメリカ	社債券	FORD MOTOR CREDIT CO LLC	600,000	11,422.67	68,536,044	11,501.43	69,008,625	5.113	2029/5/3	0.54
8	アメリカ	社債券	GOLDEN NUGGET INC	650,000	10,340.99	67,216,471	10,259.43	66,686,344	6.75	2024/10/15	0.53
9	アメリカ	社債券	DIEBOLD INC	575,000	10,558.68	60,712,453	10,492.31	60,330,796	8.5	2024/4/15	0.48
10	アメリカ	社債券	VALEANT PHARMACEUTICALS	525,000	11,459.31	60,161,394	11,435.14	60,034,515	9	2025/12/15	0.47

11	アメリカ	社債券	FORD MOTOR COMPANY	450,000	12,679.11	57,056,005	12,640.29	56,881,349	9	2025/4/22	0.45
12	アメリカ	社債券	BUFFALO THUNDER DEV 144A	1,052,025	5,278.50	55,531,140	5,278.50	55,531,140	0	2022/12/9	0.44
13	アメリカ	社債券	SWITCH LTD	525,000	10,638.09	55,849,984	10,524.65	55,254,445	3.75	2028/9/15	0.44
14	アメリカ	社債券	LTF MERGER SUB INC	550,000	10,143.00	55,786,500	9,936.00	54,648,000	8.5	2023/6/15	0.43
15	アメリカ	社債券	DCP MIDSTREAM OPERATING	475,000	11,089.09	52,673,194	11,402.49	54,161,835	5.125	2029/5/15	0.43
16	アメリカ	社債券	TENET HEALTHCARE CORP	500,000	10,574.59	52,872,975	10,696.72	53,483,625	4.625	2024/7/15	0.42
17	アメリカ	社債券	IRON MOUNTAIN INC	475,000	10,813.16	51,362,522	10,929.60	51,915,600	4.875	2029/9/15	0.41
18	アメリカ	社債券	CSC HOLDINGS LLC	450,000	11,245.84	50,606,299	11,333.25	50,999,625	5.75	2030/1/15	0.40
19	アメリカ	社債券	NAVIENT CORP	450,000	10,971.00	49,369,500	10,996.87	49,485,938	5.875	2024/10/25	0.39
20	アメリカ	社債券	ICAHN ENTERPRISES/FIN	450,000	10,921.32	49,145,940	10,995.21	49,478,486	6.25	2026/5/15	0.39
21	アメリカ	社債券	MIDAS INT HOLDCO II/FIN	500,000	9,123.52	45,617,625	9,858.37	49,291,875	7.875	2022/10/1	0.39
22	アメリカ	社債券	NETFLIX INC	400,000	12,355.31	49,421,250	12,200.06	48,800,250	5.375	2029/11/15	0.38
23	アメリカ	社債券	VIPER ENERGY PARTNERS LP	450,000	10,988.49	49,448,212	10,833.24	48,749,587	5.375	2027/11/1	0.38
24	アメリカ	社債券	BAUSCH HEALTH COS INC	450,000	10,657.39	47,958,278	10,656.77	47,955,483	6.125	2025/4/15	0.38
25	アメリカ	社債券	CROWNROCK LP/CROWNROCK F	450,000	10,692.84	48,117,797	10,589.13	47,651,115	5.625	2025/10/15	0.37
26	アメリカ	社債券	SBA COMMUNICATIONS CORP	425,000	10,751.06	45,692,016	10,831.79	46,035,118	3.875	2027/2/15	0.36
27	アメリカ	社債券	ICAHN ENTERPRISES/FIN	425,000	10,637.88	45,211,012	10,806.07	45,925,809	4.75	2024/9/15	0.36
28	アメリカ	社債券	CAPITOL INV MERGER SUB 2	400,000	11,364.50	45,458,028	11,359.33	45,437,328	10	2024/8/1	0.36
29	アメリカ	社債券	STAPLES INC	425,000	10,159.04	43,175,930	10,311.18	43,822,547	10.75	2027/4/15	0.34
30	アメリカ	社債券	AUSTIN BIDCO INC	400,000	10,633.81	42,535,266	10,886.90	43,547,624	7.125	2028/12/15	0.34

種類別及び業種別投資比率

種類	国内 / 国外	業種	投資比率 (%)
----	---------	----	----------

株式	国外	娯楽	0.00
		エネルギー設備・サービス	0.06
		石油・ガス・消耗燃料	0.00
		化学	0.15
		金属・鉱業	0.00
		建設関連製品	0.02
		自動車部品	0.05
		インターネット販売・通信販売	0.00
		専門小売り	0.00
		独立系発電事業者・エネルギー販売業者	0.05
		その他の業種	0.00
新株予約権証券	—	—	0.01
社債券	—	—	95.70
合 計			96.08

【投資不動産物件】

野村米国好利回り社債投信 Aコース

該当事項はありません。

野村米国好利回り社債投信 Bコース

該当事項はありません。

（参考）野村米国好利回り社債投信 マザーファンド

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

野村米国好利回り社債投信 Aコース

該当事項はありません。

野村米国好利回り社債投信 Bコース

該当事項はありません。

（参考）野村米国好利回り社債投信 マザーファンド

その他の資産として、下記の通り貸付債権を組み入れております。

なお、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。

資産の名称	国／地域	数量	簿価(円)	時価(円)	投資比率(%)
貸付債権	アメリカ	1,934,149.34	163,843,528	165,481,744	1.31

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

野村米国好利回り社債投信 Ａコース

2020年12月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第5計算期間	(2011年12月 8日)	71	71	1.2297	1.2302
第6計算期間	(2012年12月10日)	66	66	1.4384	1.4389
第7計算期間	(2013年12月 9日)	64	64	1.6072	1.6077
第8計算期間	(2014年12月 8日)	78	78	1.6704	1.6709
第9計算期間	(2015年12月 8日)	52	52	1.5563	1.5568
第10計算期間	(2016年12月 8日)	558	558	1.7150	1.7155
第11計算期間	(2017年12月 8日)	1,627	1,628	1.7882	1.7887
第12計算期間	(2018年12月10日)	828	828	1.7211	1.7216
第13計算期間	(2019年12月 9日)	686	686	1.8023	1.8028
第14計算期間	(2020年12月 8日)	628	628	1.8757	1.8762
	2019年12月末日	672	—	1.8279	—
	2020年 1月末日	636	—	1.8232	—
	2月末日	586	—	1.8009	—
	3月末日	500	—	1.5427	—
	4月末日	534	—	1.5953	—
	5月末日	574	—	1.6679	—
	6月末日	595	—	1.6839	—
	7月末日	670	—	1.7525	—
	8月末日	684	—	1.7789	—
	9月末日	674	—	1.7616	—
	10月末日	625	—	1.7731	—
	11月末日	627	—	1.8529	—
	12月末日	583	—	1.8898	—

野村米国好利回り社債投信 Ｂコース

2020年12月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）

第5計算期間	(2011年12月 8日)	2,293	2,293	0.8815	0.8815
第6計算期間	(2012年12月10日)	2,194	2,195	1.1027	1.1032
第7計算期間	(2013年12月 9日)	1,917	1,918	1.5302	1.5307
第8計算期間	(2014年12月 8日)	1,780	1,781	1.8733	1.8738
第9計算期間	(2015年12月 8日)	1,405	1,406	1.7791	1.7796
第10計算期間	(2016年12月 8日)	1,528	1,529	1.8363	1.8368
第11計算期間	(2017年12月 8日)	1,952	1,952	1.9419	1.9424
第12計算期間	(2018年12月10日)	1,401	1,402	1.8985	1.8990
第13計算期間	(2019年12月 9日)	1,298	1,298	1.9775	1.9780
第14計算期間	(2020年12月 8日)	1,236	1,236	2.0007	2.0012
	2019年12月末日	1,321	—	2.0254	—
	2020年 1月末日	1,320	—	2.0157	—
	2月末日	1,307	—	2.0016	—
	3月末日	1,073	—	1.7051	—
	4月末日	1,141	—	1.7381	—
	5月末日	1,213	—	1.8303	—
	6月末日	1,206	—	1.8512	—
	7月末日	1,210	—	1.8748	—
	8月末日	1,220	—	1.9172	—
	9月末日	1,207	—	1.9069	—
	10月末日	1,178	—	1.8987	—
	11月末日	1,221	—	1.9722	—
	12月末日	1,225	—	2.0060	—

【分配の推移】

野村米国好利回り社債投信 Aコース

	計算期間	1口当たりの分配金
第5計算期間	2010年12月 9日～2011年12月 8日	0.0005円
第6計算期間	2011年12月 9日～2012年12月10日	0.0005円
第7計算期間	2012年12月11日～2013年12月 9日	0.0005円
第8計算期間	2013年12月10日～2014年12月 8日	0.0005円
第9計算期間	2014年12月 9日～2015年12月 8日	0.0005円
第10計算期間	2015年12月 9日～2016年12月 8日	0.0005円
第11計算期間	2016年12月 9日～2017年12月 8日	0.0005円
第12計算期間	2017年12月 9日～2018年12月10日	0.0005円
第13計算期間	2018年12月11日～2019年12月 9日	0.0005円
第14計算期間	2019年12月10日～2020年12月 8日	0.0005円

野村米国好利回り社債投信 Bコース

	計算期間	1口当たりの分配金
第5計算期間	2010年12月 9日～2011年12月 8日	0.0000円
第6計算期間	2011年12月 9日～2012年12月10日	0.0005円
第7計算期間	2012年12月11日～2013年12月 9日	0.0005円
第8計算期間	2013年12月10日～2014年12月 8日	0.0005円
第9計算期間	2014年12月 9日～2015年12月 8日	0.0005円
第10計算期間	2015年12月 9日～2016年12月 8日	0.0005円
第11計算期間	2016年12月 9日～2017年12月 8日	0.0005円
第12計算期間	2017年12月 9日～2018年12月10日	0.0005円
第13計算期間	2018年12月11日～2019年12月 9日	0.0005円
第14計算期間	2019年12月10日～2020年12月 8日	0.0005円

【収益率の推移】

野村米国好利回り社債投信 Aコース

	計算期間	収益率
第5計算期間	2010年12月 9日～2011年12月 8日	1.9%
第6計算期間	2011年12月 9日～2012年12月10日	17.0%
第7計算期間	2012年12月11日～2013年12月 9日	11.8%
第8計算期間	2013年12月10日～2014年12月 8日	4.0%
第9計算期間	2014年12月 9日～2015年12月 8日	6.8%
第10計算期間	2015年12月 9日～2016年12月 8日	10.2%
第11計算期間	2016年12月 9日～2017年12月 8日	4.3%
第12計算期間	2017年12月 9日～2018年12月10日	3.7%
第13計算期間	2018年12月11日～2019年12月 9日	4.7%
第14計算期間	2019年12月10日～2020年12月 8日	4.1%

各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

野村米国好利回り社債投信 Bコース

	計算期間	収益率
第5計算期間	2010年12月 9日～2011年12月 8日	5.2%
第6計算期間	2011年12月 9日～2012年12月10日	25.2%
第7計算期間	2012年12月11日～2013年12月 9日	38.8%
第8計算期間	2013年12月10日～2014年12月 8日	22.5%
第9計算期間	2014年12月 9日～2015年12月 8日	5.0%
第10計算期間	2015年12月 9日～2016年12月 8日	3.2%

第11計算期間	2016年12月 9日～2017年12月 8日	5.8%
第12計算期間	2017年12月 9日～2018年12月10日	2.2%
第13計算期間	2018年12月11日～2019年12月 9日	4.2%
第14計算期間	2019年12月10日～2020年12月 8日	1.2%

各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

（４）【設定及び解約の実績】

野村米国好利回り社債投信 Ａコース

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第5計算期間	2010年12月 9日～2011年12月 8日	14,099,497	34,684,579	58,326,877
第6計算期間	2011年12月 9日～2012年12月10日	42,715,492	54,578,425	46,463,944
第7計算期間	2012年12月11日～2013年12月 9日	15,500,746	22,142,147	39,822,543
第8計算期間	2013年12月10日～2014年12月 8日	37,109,157	29,942,400	46,989,300
第9計算期間	2014年12月 9日～2015年12月 8日	5,212,086	18,611,886	33,589,500
第10計算期間	2015年12月 9日～2016年12月 8日	302,622,707	10,386,104	325,826,103
第11計算期間	2016年12月 9日～2017年12月 8日	772,445,824	188,033,103	910,238,824
第12計算期間	2017年12月 9日～2018年12月10日	35,160,668	464,265,626	481,133,866
第13計算期間	2018年12月11日～2019年12月 9日	63,220,277	163,653,644	380,700,499
第14計算期間	2019年12月10日～2020年12月 8日	99,836,817	145,534,927	335,002,389

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

野村米国好利回り社債投信 Ｂコース

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第5計算期間	2010年12月 9日～2011年12月 8日	11,953,587	910,252,480	2,601,797,231
第6計算期間	2011年12月 9日～2012年12月10日	8,169,412	619,575,836	1,990,390,807
第7計算期間	2012年12月11日～2013年12月 9日	61,836,492	799,103,059	1,253,124,240
第8計算期間	2013年12月10日～2014年12月 8日	99,773,315	402,281,262	950,616,293
第9計算期間	2014年12月 9日～2015年12月 8日	26,192,590	186,539,204	790,269,679
第10計算期間	2015年12月 9日～2016年12月 8日	178,588,267	136,390,435	832,467,511
第11計算期間	2016年12月 9日～2017年12月 8日	287,201,806	114,433,953	1,005,235,364
第12計算期間	2017年12月 9日～2018年12月10日	43,866,482	310,765,908	738,335,938
第13計算期間	2018年12月11日～2019年12月 9日	47,053,311	128,715,061	656,674,188
第14計算期間	2019年12月10日～2020年12月 8日	61,833,826	100,689,113	617,818,901

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

参考情報



運用実績（2020年12月30日現在）

■ 基準価額・純資産の推移（日次）



■ 分配の推移

（1万口あたり、課税前）

Aコース	
2020年12月	5 円
2019年12月	5 円
2018年12月	5 円
2017年12月	5 円
2016年12月	5 円
設定来累計	60 円

Bコース	
2020年12月	5 円
2019年12月	5 円
2018年12月	5 円
2017年12月	5 円
2016年12月	5 円
設定来累計	45 円

■ 主要な資産の状況

実質的な銘柄別投資比率（上位）

順位	銘柄	種類	投資比率（％）	
			Aコース	Bコース
1	TRANSDIGM INC	社債券	0.8	0.8
2	SPRINT CAPITAL CORP	社債券	0.8	0.8
3	KRAFT HEINZ FOODS CO	社債券	0.6	0.7
4	GLOBAL AIR LEASE CO LTD	社債券	0.6	0.6
5	CCO HLDGS LLC/CAP CORP	社債券	0.6	0.6
6	ALTICE FRANCE HOLDING SA	社債券	0.5	0.5
7	FORD MOTOR CREDIT CO LLC	社債券	0.5	0.5
8	GOLDEN NUGGET INC	社債券	0.5	0.5
9	DIEBOLD INC	社債券	0.5	0.5
10	VALEANT PHARMACEUTICALS	社債券	0.5	0.5

実質的な証券種類別投資比率

種類	投資比率（％）	
	Aコース	Bコース
株式	0.4	0.4
新株予約権証券	0.0	0.0
社債券	93.8	95.3

■ 年間収益率の推移（暦年ベース）

■ Aコース



- ・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・2020年は年初から運用実績作成基準日までの収益率。

■ Bコース



●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。●グラフの縦軸の目盛りはファンドごとに異なる場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

申込期間中の各営業日に、有価証券届出書の「第一部 証券情報」にしたがって受益権の募集が行なわれます。

取得申込の受付については、午後3時までに、取得申込みが行なわれかつ当該取得申込みにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。

分配金の受取方法により、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の2つの申込方法があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。

販売会社によっては、一部のファンドのみのお取扱いとなる場合があります。

ただし、販売会社の営業日であっても、申込不可日には原則として取得およびスイッチングの申込みができません。（申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。）

ファンドの申込（販売）手続についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

販売の単位は、1万口以上1口単位（当初元本1口＝1円）または1万円以上1円単位とします。ただし、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。

スイッチングによる申込みは、1万口以上1口単位または1万円以上1円単位からできます。また、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が、スイッチングに際し、当該投資者が保有する「Aコース」または「Bコース」の受益権の全てをご換金した場合の手取金の全額をもって取得申込みを行う場合は、1口単位とします。（販売会社によっては、スイッチングのお取扱いを行わない場合があります。）

なお、販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合や、取得申込単位が前記と異なる場合等があります。原則として、お買付け後のコース変更はできません。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

■積立方式■

販売会社によっては、「定時定額購入サービス」等に関する契約を締結した場合、当該契約で規定する取得申込の単位でお申込みいただけます。

当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

受益権の販売価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込み（スイッチングの申込みを含みます）の受付を中止すること、および既に受付けた取得申込み（スイッチングの申込みを含みます）の受付を取り消す場合があります。

上記の取得申込みの受付の中止等を行う事情等によっては、スイッチングのお申込みについては可能な場合もあります。

取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換え

に、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

2【換金（解約）手続等】

受益者は、受益権を、1口単位または1円単位で換金できます。

換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

一部解約の実行の請求の受付については、午後3時までに、解約請求のお申込みが行われかつ、その解約請求のお申込みの受付にかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。

また、販売会社の営業日であっても、申込不可日には原則として受益権の一部解約の実行の請求の受付を行いません。（申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。）

換金価額は、解約申込み受付日の翌営業日の基準価額となります。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

< 受付時間 > 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

なお、信託財産の資金管理を円滑に行なうため、1日1件5億円を超える一部解約は行なえません。また、この他に、別途、大口換金には制限を設ける場合があります。

解約代金は、原則として一部解約の実行の請求日から起算して6営業日目から販売会社において支払います。

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断で一部解約の実行の請求の受付を中止すること、および既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消す場合があります。

また、一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとします。

換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

3【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

< 基準価額の計算方法 >

基準価額とは、計算日において、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

一部償却原価法とは、残存期間1年以内の公社債等について適用するアキュムレーションまたはアモチゼーションによる評価をいいます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
公社債等	原則として、基準価額計算日 ¹ における以下のいずれかの価額で評価します。 ² 日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値） 金融商品取引業、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く） 価格情報会社の提供する価額
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客相場の仲値で円換算を行いません。

1 外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。

2 残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法（アキュムレーションまたはアモチゼーション）による評価を適用することができます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

< 受付時間 > 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

（２）【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

（３）【信託期間】

2026年12月8日までとします（2006年11月30日設定）。

なお、委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

（４）【計算期間】

原則として、毎年12月9日から翌年12月8日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

（a）ファンドの繰上償還条項

委託者は、信託契約の一部解約により「野村米国好利回り社債投信 Aコース」、「野村米国好利回り社債投信 Bコース」、「野村米国好利回り社債投信 Cコース」および「野村米国好利回り社債投信 Dコース」の受益権の口数を合計した口数が100億口を下回ることとなった場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

（b）信託期間の終了

- （ ）委託者は、上記「（a）ファンドの繰上償還条項」に従い信託期間を終了させるには、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- （ ）上記（ ）の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- （ ）上記（ ）の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記（a）の信託契約の解約をしません。
- （ ）委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- （ ）上記（ ）から（ ）までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記（ ）の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- （ ）委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- （ ）委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の委託者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「（d）信託約款の変更（ ）」に該当する場合を除き、その委託者と受託者との間において存続します。
- （ ）受託者が委託者の承諾を受けてその任務を辞任する場合、または、委託者または受益者が裁判所に受託者の解任を請求し裁判所が受託者を解任した場合、委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（c）運用報告書

委託者は、ファンドの決算時および償還時に、各々交付運用報告書を作成し、知られたる受益者に対して交付します。

（d）信託約款の変更

- （ ）委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- （ ）委託者は、上記（ ）の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- （ ）上記（ ）の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- （ ）上記（ ）の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記（ ）の信託約款の変更をしません。
- （ ）委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- （ ）委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記（ ）から（ ）までの規定にしたがいます。

（e）公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（f）反対者の買取請求権

ファンドの信託契約の解約または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、前述の「（b）信託期間の終了」（ ）または「（d）信託約款の変更」（ ）に規定する公告または書面に付記します。

（g）関係法人との契約の更新に関する手續

- （ ）委託者と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。
- （ ）委託者と投資顧問会社との間で締結する「運用指図に関する権限の委託契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から更新しない旨を書面によって通知がない限り、1年毎に自動的に更新されるものとします。但し、当該契約はファンドの償還日に終了するものとします。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

収益分配金に対する請求権

■ 収益分配金の支払い開始日 ■

< 自動けいぞく投資契約を結んでいない場合 >

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。販売会社でお受取りください。

< 自動けいぞく投資契約を結んでいる場合 >

税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。この場合の受益権の価額は、各計算期間終了日（決算日）の基準価額とします。

なお、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

■ 収益分配金請求権の失効 ■

受益者は、収益分配金を支払開始日から5年間支払請求しないと権利を失います。

償還金に対する請求権

■ 償還金の支払い開始日 ■

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までに支払いを開始します。

■ 償還金請求権の失効 ■

受益者は、償還金を支払開始日から10年間支払請求しないと権利を失います。

換金（解約）請求権

■ 換金（解約）の単位 ■

受益者は、受益権を1口単位または1円単位で換金できます。

換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

■ 換金（解約）代金の支払い開始日 ■

一部解約金は、受益者の解約申込みの受付日から起算して、原則として、6営業日目から受益者にお支払いします。

第3【ファンドの経理状況】

野村米国好利回り社債投信 Aコース

野村米国好利回り社債投信 Bコース

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第14期計算期間(2019年12月10日から2020年12月8日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【野村米国好利回り社債投信 Aコース】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第13期 (2019年12月 9日現在)	第14期 (2020年12月 8日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	7,035,906	6,229,986
親投資信託受益証券	687,594,203	614,001,403
派生商品評価勘定	479,669	4,461,948
未収入金	15,900,000	12,876,031
流動資産合計	711,009,778	637,569,368
資産合計	711,009,778	637,569,368
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	8,339,647	230,545
未払金	233,319	-
未払収益分配金	190,350	167,501
未払解約金	9,905,732	3,143,790
未払受託者報酬	193,669	176,799
未払委託者報酬	6,003,577	5,480,714
未払利息	2	5
その他未払費用	7,686	7,003
流動負債合計	24,873,982	9,206,357
負債合計	24,873,982	9,206,357
純資産の部		
元本等		
元本	380,700,499	335,002,389
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	305,435,297	293,360,622
（ 分配準備積立金 ）	85,052,716	84,717,210
元本等合計	686,135,796	628,363,011
純資産合計	686,135,796	628,363,011
負債純資産合計	711,009,778	637,569,368

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第13期 自 2018年12月11日 至 2019年12月 9日	第14期 自 2019年12月10日 至 2020年12月 8日
営業収益		
有価証券売買等損益	44,915,173	28,307,200
為替差損益	5,274,618	18,351,894
営業収益合計	50,189,791	46,659,094
営業費用		
支払利息	4,497	2,268
受託者報酬	416,089	338,309
委託者報酬	12,898,431	10,487,325
その他費用	27,328	19,347
営業費用合計	13,346,345	10,847,249
営業利益又は営業損失（ ）	36,843,446	35,811,845
経常利益又は経常損失（ ）	36,843,446	35,811,845
当期純利益又は当期純損失（ ）	36,843,446	35,811,845
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	7,074,567	1,480,794
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	346,922,015	305,435,297
剰余金増加額又は欠損金減少額	46,863,960	68,225,103
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	46,863,960	68,225,103
剰余金減少額又は欠損金増加額	117,929,207	114,463,328
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	117,929,207	114,463,328
分配金	190,350	167,501
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	305,435,297	293,360,622

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。
4. その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2019年12月10日から2020年12月8日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

第13期 2019年12月 9日現在	第14期 2020年12月 8日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 380,700,499口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 335,002,389口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.8023円 (10,000口当たり純資産額) (18,023円)	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.8757円 (10,000口当たり純資産額) (18,757円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第13期 自 2018年12月11日 至 2019年12月 9日	第14期 自 2019年12月10日 至 2020年12月 8日						
1.運用の外部委託費用 当ファンドの主要投資対象である野村米国好利回り社債投信マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用 なお、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全てのベビーファンドの合計額となっております。 支払金額 92,281,730円	1.運用の外部委託費用 当ファンドの主要投資対象である野村米国好利回り社債投信マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用 なお、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全てのベビーファンドの合計額となっております。 支払金額 77,628,114円						
2.分配金の計算過程	2.分配金の計算過程						
<table><tr><td>項目</td><td></td><td></td></tr></table>	項目			<table><tr><td>項目</td><td></td><td></td></tr></table>	項目		
項目							
項目							

費用控除後の配当等収益額	A	30,263,959円	費用控除後の配当等収益額	A	28,286,981円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	356,749,565円	収益調整金額	C	332,581,617円
分配準備積立金額	D	54,979,107円	分配準備積立金額	D	56,597,730円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	441,992,631円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	417,466,328円
当ファンドの期末残存口数	F	380,700,499口	当ファンドの期末残存口数	F	335,002,389口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	11,609円	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	12,461円
10,000口当たり分配金額	H	5円	10,000口当たり分配金額	H	5円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	190,350円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	167,501円

（金融商品に関する注記）

(1)金融商品の状況に関する事項

第13期 自 2018年12月11日 至 2019年12月 9日	第14期 自 2019年12月10日 至 2020年12月 8日
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。 これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 当ファンドは、信託財産に属する資産の為替変動リスクの低減、並びに信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。 3. 金融商品に係るリスク管理体制	1. 金融商品に対する取組方針 同左 2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左 3. 金融商品に係るリスク管理体制

委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	同左
---	----

(2)金融商品の時価等に関する事項

第13期 2019年12月 9日現在	第14期 2020年12月 8日現在
1．貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2．時価の算定方法 親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、（その他の注記）の 3 デリバティブ取引関係に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	1．貸借対照表計上額、時価及び差額 同左 2．時価の算定方法 同左

（関連当事者との取引に関する注記）

第13期 自 2018年12月11日 至 2019年12月 9日	第14期 自 2019年12月10日 至 2020年12月 8日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

（その他の注記）

1 元本の移動

第13期 自 2018年12月11日 至 2019年12月 9日		第14期 自 2019年12月10日 至 2020年12月 8日	
期首元本額	481,133,866円	期首元本額	380,700,499円
期中追加設定元本額	63,220,277円	期中追加設定元本額	99,836,817円
期中一部解約元本額	163,653,644円	期中一部解約元本額	145,534,927円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第13期 自 2018年12月11日 至 2019年12月 9日	第14期 自 2019年12月10日 至 2020年12月 8日
	損益に含まれた評価差額（円）	損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	37,739,218	27,783,951
合計	37,739,218	27,783,951

3 デリバティブ取引関係

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

種類	第13期(2019年12月 9日現在)				第14期(2020年12月 8日現在)			
	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
		うち1年 超				うち1年 超		
市場取引以外の取引								
為替予約取引								
売建	664,422,591	-	672,282,569	7,859,978	607,256,882	-	603,025,479	4,231,403
米ドル	664,422,591	-	672,282,569	7,859,978	607,256,882	-	603,025,479	4,231,403
合計	664,422,591	-	672,282,569	7,859,978	607,256,882	-	603,025,479	4,231,403

（注）時価の算定方法

1 為替予約取引

1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2)計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

（４）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式(2020年12月8日現在)

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券(2020年12月8日現在)

（単位：円）

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	野村米国好利回り社債投信 マザーファンド	239,516,834	614,001,403	
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：97.7%	239,516,834	614,001,403 100.0%	
	合計			614,001,403	

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

財務諸表における注記事項として記載しているため省略しております。

【野村米国好利回り社債投信 Bコース】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第13期 (2019年12月 9日現在)	第14期 (2020年12月 8日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	12,961,073	13,834,581
親投資信託受益証券	1,285,984,600	1,222,458,183
未収入金	11,800,000	10,800,000
流動資産合計	1,310,745,673	1,247,092,764
資産合計	1,310,745,673	1,247,092,764
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	328,337	308,909
未払受託者報酬	370,474	334,324
未払委託者報酬	11,484,726	10,364,118
未払利息	4	12
その他未払費用	14,754	13,309
流動負債合計	12,198,295	11,020,672
負債合計	12,198,295	11,020,672
純資産の部		
元本等		
元本	656,674,188	617,818,901
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	641,873,190	618,253,191
（ 分配準備積立金 ）	493,269,451	474,899,630
元本等合計	1,298,547,378	1,236,072,092
純資産合計	1,298,547,378	1,236,072,092
負債純資産合計	1,310,745,673	1,247,092,764

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第13期 自 2018年12月11日 至 2019年12月 9日	第14期 自 2019年12月10日 至 2020年12月 8日
営業収益		
有価証券売買等損益	79,956,591	35,273,583
営業収益合計	79,956,591	35,273,583
営業費用		
支払利息	7,816	4,605
受託者報酬	743,384	670,698
委託者報酬	23,044,942	20,791,446
その他費用	29,617	26,703
営業費用合計	23,825,759	21,493,452
営業利益又は営業損失（ ）	56,130,832	13,780,131
経常利益又は経常損失（ ）	56,130,832	13,780,131
当期純利益又は当期純損失（ ）	56,130,832	13,780,131
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	5,470,302	9,917,918
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	663,401,411	641,873,190
剰余金増加額又は欠損金減少額	43,880,583	50,610,379
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	43,880,583	50,610,379
剰余金減少額又は欠損金増加額	115,740,997	97,619,518
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	115,740,997	97,619,518
分配金	328,337	308,909
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	641,873,190	618,253,191

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
２．費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
３．金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
４．その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2019年12月10日から2020年12月8日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

第13期 2019年12月 9日現在	第14期 2020年12月 8日現在
１． 計算期間の末日における受益権の総数 656,674,188口	１． 計算期間の末日における受益権の総数 617,818,901口
２． 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.9775円 (10,000口当たり純資産額) (19,775円)	２． 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 2.0007円 (10,000口当たり純資産額) (20,007円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第13期 自 2018年12月11日 至 2019年12月 9日	第14期 自 2019年12月10日 至 2020年12月 8日																																										
1.運用の外部委託費用 当ファンドの主要投資対象である野村米国好利回り社債投信マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用 なお、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全てのベビーファンドの合計額となっております。 支払金額 92,281,730円 2.分配金の計算過程 <table><tr><td>項目</td><td></td><td></td></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>58,179,156円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>0円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>358,425,733円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>435,418,632円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>852,023,521円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>656,674,188口</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	58,179,156円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円	収益調整金額	C	358,425,733円	分配準備積立金額	D	435,418,632円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	852,023,521円	当ファンドの期末残存口数	F	656,674,188口	1.運用の外部委託費用 当ファンドの主要投資対象である野村米国好利回り社債投信マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用 なお、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全てのベビーファンドの合計額となっております。 支払金額 77,628,114円 2.分配金の計算過程 <table><tr><td>項目</td><td></td><td></td></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>53,450,163円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>0円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>379,867,293円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>421,758,376円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>855,075,832円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>617,818,901口</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	53,450,163円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円	収益調整金額	C	379,867,293円	分配準備積立金額	D	421,758,376円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	855,075,832円	当ファンドの期末残存口数	F	617,818,901口
項目																																											
費用控除後の配当等収益額	A	58,179,156円																																									
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円																																									
収益調整金額	C	358,425,733円																																									
分配準備積立金額	D	435,418,632円																																									
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	852,023,521円																																									
当ファンドの期末残存口数	F	656,674,188口																																									
項目																																											
費用控除後の配当等収益額	A	53,450,163円																																									
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円																																									
収益調整金額	C	379,867,293円																																									
分配準備積立金額	D	421,758,376円																																									
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	855,075,832円																																									
当ファンドの期末残存口数	F	617,818,901口																																									

10,000口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	12,974円	10,000口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	13,840円
10,000口当たり分配金額	H	5円	10,000口当たり分配金額	H	5円
収益分配金金額	$I=F \times H/10,000$	328,337円	収益分配金金額	$I=F \times H/10,000$	308,909円

（金融商品に関する注記）

(1)金融商品の状況に関する事項

第13期 自 2018年12月11日 至 2019年12月 9日	第14期 自 2019年12月10日 至 2020年12月 8日
1.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。 これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 3.金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	1.金融商品に対する取組方針 同左 2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左 3.金融商品に係るリスク管理体制 同左

(2)金融商品の時価等に関する事項

第13期 2019年12月 9日現在	第14期 2020年12月 8日現在
1.貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1.貸借対照表計上額、時価及び差額 同左

２．時価の算定方法 親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	２．時価の算定方法 同左
---	----------------------------

（関連当事者との取引に関する注記）

第13期 自 2018年12月11日 至 2019年12月 9日	第14期 自 2019年12月10日 至 2020年12月 8日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

（その他の注記）

１ 元本の移動

第13期 自 2018年12月11日 至 2019年12月 9日	第14期 自 2019年12月10日 至 2020年12月 8日
期首元本額 738,335,938円	期首元本額 656,674,188円
期中追加設定元本額 47,053,311円	期中追加設定元本額 61,833,826円
期中一部解約元本額 128,715,061円	期中一部解約元本額 100,689,113円

２ 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第13期 自 2018年12月11日 至 2019年12月 9日	第14期 自 2019年12月10日 至 2020年12月 8日
	損益に含まれた評価差額（円）	損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	71,099,116	43,252,177
合計	71,099,116	43,252,177

３ デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2020年12月8日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2020年12月8日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	野村米国好利回り社債投信 マザーファンド	476,870,756	1,222,458,183	
	小計	銘柄数:1 組入時価比率:98.9%	476,870,756	1,222,458,183 100.0%	
	合計			1,222,458,183	

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

「野村米国好利回り社債投信 Aコース」および「野村米国好利回り社債投信 Bコース」は「野村米国好利回り社債投信 マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

野村米国好利回り社債投信 マザーファンド

貸借対照表

(単位:円)

(2020年12月 8日現在)

資産の部	
流動資産	
預金	50,034,659
コール・ローン	74,193,350
株式	45,892,012
新株予約権証券	2,029,637
社債券	12,087,143,313
貸付債権	164,845,156
未収入金	310,485,637
未収利息	170,132,312
前払金	29,770
前払費用	6,630,343
流動資産合計	12,911,416,189
資産合計	12,911,416,189
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	37,100
未払金	183,546,539
未払解約金	69,300,000

(2020年12月 8日現在)

未払利息	67
流動負債合計	252,883,706
負債合計	252,883,706
純資産の部	
元本等	
元本	4,937,939,077
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	7,720,593,406
元本等合計	12,658,532,483
純資産合計	12,658,532,483
負債純資産合計	12,911,416,189

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 新株予約権証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 社債券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 貸付債権 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。

4.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。
-----------------------	---

（貸借対照表に関する注記）

2020年12月 8日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	2.5635円
(10,000口当たり純資産額)	(25,635円)

（金融商品に関する注記）

(1)金融商品の状況に関する事項

自 2019年12月10日 至 2020年12月 8日
1.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。 これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 当ファンドは、信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。 3.金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

2020年12月 8日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2. 時価の算定方法

株式

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。

新株予約権証券

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。

社債券

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。

貸付債権

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。

派生商品評価勘定

デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務（貸付債権は除く）

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（その他の注記）

元本の移動及び期末元本額の内訳

2020年12月 8日現在	
期首	2019年12月10日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	5,820,464,534円
同期中における追加設定元本額	225,803,786円
同期中における一部解約元本額	1,108,329,243円
期末元本額	4,937,939,077円
期末元本額の内訳*	
野村米国好利回り社債投信 Aコース	239,516,834円
野村米国好利回り社債投信 Bコース	476,870,756円
野村米国好利回り社債投信 Cコース	507,701,166円
野村米国好利回り社債投信 Dコース	2,875,765,102円
ノムラ・グローバル・オールスターズ	797,520,953円
野村オールウェザー・ファクターアロケーションファンド（非課税適格機関投資家専用）	40,564,266円

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2020年12月8日現在)

種類	通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
				単価	金額	
株式	米ドル	GATEWAY CASINO LIMITED COMMON STOCK	140,813	0.00	0.00	
		NINE POINT ENERGY HOLDINGS COMMON	2,707	0.50	1,353.50	

		RUE21 CLASS A COM	11	66.00	726.00	
		SUNEDISON INC COM	382	11.00	4,202.00	
		VISTRA CORP RIGHTS	3,853	1.05	4,045.65	
		WARREN RESOURCES INC	3,649	0.00	0.00	
		FTS INTERNATIONAL INC-CL A	4,325	18.25	78,931.25	
		HERCULES OFFSHORE ESCROW COM	11,943	0.00	0.00	
		NINE POINT ENERGY HOLDINGS-PFD	46	50.00	2,300.00	
		PARKER DRILLING CO-POST BANK	968	3.40	3,291.20	
		CLOUD PEAK ENERGY INC	59	0.00	0.00	
		HEXION HOLDINGS CORP -B	15,473	12.00	185,676.00	
		NEENAH ENTERPRISES INC	107,778	0.00	0.00	
		CORNERSTONE BUILDING BRANDS INC	3,022	9.05	27,349.10	
		UC HOLDINGS INC	6,825	9.50	64,837.50	
		BLUESTEM GROUP INC	11,344	0.25	2,836.00	
		DIRECTBUY HOLDINGS INC	2,772	0.00	0.00	
		VISTRA CORP	3,313	18.97	62,847.61	
		AMC ENTERTAINMENT HLDS-CL A	700	3.56	2,492.00	
	小計	銘柄数：19			440,887.81	
					(45,892,012)	
		組入時価比率：0.4%			100.0%	
	合計				45,892,012	
					(45,892,012)	

(注1)外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額（単位：円）であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(2)株式以外の有価証券(2020年12月8日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
新株予約権証券	米ドル	APPVION CORP WRT US03835B1180	341.00	0.00	
		APPVION CORP WRT US03835B1263	341.00	0.00	
		DENBURY-CW25 09/18/25	875.00	5,250.00	
		IHEARTMEDIA INC-CLASS A CW39	755.00	9,475.25	
		IPAYMENT HOLDINGS INC WARRANT 12/29/2022	836,360.00	0.00	

	小計	MOOD MEDIA LLC WARRANT US61535E1139	136,698.00	1,366.98	
		MOOD MEDIA LLC WARRANT US61535E1212	136,698.00	1,366.98	
		MOOD MEDIA LLC WARRANT US61535E1394	136,698.00	1,366.98	
		VISTRA CORP - CW24	1,823.00	672.68	
		銘柄数：9	1,250,589.00	19,498.87	
				(2,029,637)	
		組入時価比率：0.0%		0.0%	
		合計		2,029,637	
				(2,029,637)	
社債券	米ドル	1011778 BC / NEW RED FIN	100,000.00	103,515.00	
		1011778 BC / NEW RED FIN	75,000.00	75,141.00	
		1011778 BC / NEW RED FIN	375,000.00	376,875.00	
		1839688 ALBERTA ULC	181,719.00	590.58	
		ACRISURE LLC / FIN INC	75,000.00	78,620.32	
		ACRISURE LLC / FIN INC	275,000.00	284,075.00	
		ACRISURE LLC / FIN INC	75,000.00	85,863.00	
		ADAMS HOMES INC	75,000.00	77,671.87	
		AERCAP IRELAND CAP/GLOBA	150,000.00	178,114.38	
		AG ISSUER LLC	125,000.00	126,562.50	
		AHERN RENTALS INC	275,000.00	198,859.37	
		ALBERTSONS COS LLC/SAFEW	220,000.00	227,126.90	
		ALBERTSONS COS LLC/SAFEW	45,000.00	48,734.55	
		ALBERTSONS COS/SAFEWAY	100,000.00	105,605.50	
		ALBERTSONS COS/SAFEWAY	100,000.00	100,150.00	
		ALBERTSONS COS/SAFEWAY	100,000.00	109,225.00	
		ALCOA INC	50,000.00	55,112.00	
		ALCOA INC	225,000.00	268,593.75	
		ALGECO SCOTSMAN GLOB FIN	200,000.00	205,373.00	
		ALLEGHENY TECHNOLOGIES	125,000.00	132,551.87	
		ALLEN MEDIA LLC/CO-ISSR	150,000.00	155,601.75	
		ALLIANCE DATA SYSTEMS CO	125,000.00	124,140.62	
		ALLIED UNIVERSAL HOLDCO	300,000.00	322,125.00	
		ALLIED UNIVERSAL HOLDCO	250,000.00	276,177.50	

ALPHA 2 BV	167,000.00	168,861.21	
ALPHA 3 BV / US BIDCO	200,000.00	205,000.00	
ALTICE FINANCING SA	200,000.00	207,160.00	
ALTICE FRANCE HOLDING SA	600,000.00	682,125.00	
ALTICE FRANCE HOLDING SA	200,000.00	205,621.00	
ALTICE FRANCE SA	200,000.00	211,000.00	
ALTOS ESCROW DEBT	1,675,000.00	0.00	
ALTOS ESCROW DEBT	4,010,000.00	0.00	
AMC ENTERTAINMENT HOLDIN	28,000.00	19,740.00	
AMC ENTERTAINMENT HOLDIN	239,000.00	52,580.00	
AMERICAN AIRLINES GROUP	200,000.00	176,625.00	
AMERICAN AIRLINES INC	275,000.00	320,443.75	
AMERIGAS PART/FIN CORP	175,000.00	202,633.37	
AMN HEALTHCARE INC	175,000.00	179,593.75	
AMS AG	200,000.00	221,625.00	
ANTERO MIDSTREAM PART/FI	150,000.00	152,625.00	
ANTERO MIDSTREAM PART/FI	100,000.00	93,937.50	
APACHE CORP	75,000.00	78,843.75	
APACHE CORP	125,000.00	132,843.75	
APACHE CORP	100,000.00	103,525.00	
APACHE CORP	100,000.00	101,276.00	
APPVION ESCROW	350,000.00	1,750.00	
ARCHES BUYER INC	50,000.00	50,250.00	
ARCHES BUYER INC	175,000.00	181,121.50	
ARCHROCK PARTNERS LP/FIN	125,000.00	131,718.75	
ARCHROCK PARTNERS LP/FIN	125,000.00	132,931.25	
ARCONIC INC	25,000.00	29,218.75	
ARD FINANCE SA	200,000.00	213,250.00	
ARDAGH PKG FIN/HLDGS USA	250,000.00	261,350.00	
ARDAGH PKG FIN/HLDGS USA	200,000.00	209,080.00	
ARGOS MERGER SUB INC	275,000.00	273,625.00	
ASCEND LEARNING LLC	75,000.00	77,445.37	
ASCEND LEARNING LLC	50,000.00	51,442.75	
ASCENT RESOURCES/ARU FIN	171,000.00	172,282.50	
ASCENT RESOURCES/ARU FIN	100,000.00	93,400.00	

ASHTON WOODS USA/FINANCE	125,000.00	130,143.12	
ASHTON WOODS USA/FINANCE	75,000.00	78,000.00	
ASP AMC MERGER SUB	125,000.00	104,674.37	
ASSUREDPARTNERS INC	200,000.00	206,127.00	
ASSUREDPARTNERS INC	50,000.00	51,125.00	
AVENTINE ENERGY ESCROW	2,850,000.00	0.00	
AVOLON HOLDINGS FNDG LTD	50,000.00	53,545.45	
AVOLON HOLDINGS FNDG LTD	100,000.00	103,862.16	
BAFFINLAND IRON CORP/LP	350,000.00	367,435.25	
BANK OF AMERICA CORP	25,000.00	28,341.73	
BANK OF AMERICA CORP	75,000.00	86,103.03	
BANK OF AMERICA CORP	75,000.00	79,244.18	
BASIC ENERGY SERVICES	50,000.00	9,687.50	
BAUSCH HEALTH AMERICAS	175,000.00	194,060.12	
BAUSCH HEALTH COS INC	600,000.00	617,850.00	
BAUSCH HEALTH COS INC	50,000.00	53,845.75	
BAUSCH HEALTH COS INC	125,000.00	126,406.25	
BAUSCH HEALTH COS INC	150,000.00	151,781.25	
BAUSCH HEALTH COS INC	100,000.00	111,242.50	
BAUSCH HEALTH COS INC	125,000.00	128,383.75	
BAUSCH HEALTH COS INC	100,000.00	101,937.50	
BCD ACQUISITION INC	175,000.00	180,031.25	
BEAZER HOMES USA	100,000.00	104,114.50	
BEAZER HOMES USA	100,000.00	112,565.50	
BERRY GLOBAL ESCROW CORP	125,000.00	132,630.62	
BIG RIVER STEEL/BRS FIN	250,000.00	270,936.23	
BILL BARRETT CORP	25,000.00	10,265.62	
BOMBARDIER INC	125,000.00	129,895.62	
BOMBARDIER INC	225,000.00	218,109.37	
BOMBARDIER INC	225,000.00	208,629.00	
BOMBARDIER INC	250,000.00	221,870.00	
BOYD GAMING CORP	275,000.00	286,437.25	
BOYD GAMING CORP	100,000.00	104,375.00	
BOYD GAMING CORP	175,000.00	180,260.50	
BRAND ENERGY & INFRASTRU	200,000.00	203,000.00	

BRIGHTSTAR ESCROW CORP	75,000.00	78,000.00	
BROOKFIELD RESID PROPERT	200,000.00	202,688.00	
BRUIN E&P PARTNERS LLC	350,000.00	175.00	
BUFFALO THUNDER DEV 144A	466,533.84	23.32	
BUFFALO THUNDER DEV 144A	1,052,025.00	536,532.75	
BUILDERS FIRSTSOURCE INC	158,000.00	171,264.10	
BUILDERS FIRSTSOURCE INC	50,000.00	54,125.00	
BWAY HOLDING CO	225,000.00	228,656.25	
CALLON PETROLEUM CO	125,000.00	58,437.50	
CALLON PETROLEUM CO	75,000.00	32,892.00	
CALPINE CORP	150,000.00	156,405.00	
CALPINE CORP	75,000.00	76,846.50	
CALPINE CORP	100,000.00	104,150.00	
CAMELOT FINANCE SA	175,000.00	183,859.37	
CAPITOL INV MERGER SUB 2	400,000.00	439,208.00	
CARDTRONICS INC / USA	150,000.00	155,421.75	
CARLSON TRAVEL INC	200,000.00	106,000.00	
CARNIVAL CORP	250,000.00	287,863.75	
CARNIVAL CORP	150,000.00	177,562.50	
CARNIVAL CORP	100,000.00	107,125.00	
CARNIVAL CORP	175,000.00	206,390.62	
CARPENTER TECHNOLOGY	150,000.00	165,218.46	
CARRIZO OIL & GAS INC	62,000.00	35,340.00	
CASTLE US HOLDING CORP	250,000.00	243,086.25	
CCO HLDGS LLC/CAP CORP	25,000.00	27,403.50	
CCO HLDGS LLC/CAP CORP	350,000.00	373,187.50	
CCO HLDGS LLC/CAP CORP	375,000.00	396,798.75	
CCO HLDGS LLC/CAP CORP	200,000.00	208,000.00	
CCO HLDGS LLC/CAP CORP	750,000.00	789,330.00	
CEDAR FAIR LP	50,000.00	51,540.50	
CEDAR FAIR/CAN/MAGNUM/MI	100,000.00	107,437.50	
CEMEX SAB DE CV	200,000.00	221,350.00	
CENOVUS ENERGY INC	125,000.00	138,310.92	
CENOVUS ENERGY INC	75,000.00	90,623.67	
CENTENE CORP	125,000.00	132,500.00	

CENTENE CORP	250,000.00	263,437.50	
CENTURY COMMUNITIES	200,000.00	214,581.00	
CENTURYLINK INC	100,000.00	104,562.50	
CENTURYLINK INC	25,000.00	27,940.08	
CENTURYLINK INC	225,000.00	237,409.87	
CENTURYLINK INC	75,000.00	77,709.75	
CF INDUSTRIES INC	200,000.00	255,375.00	
CHENIERE ENERGY INC	150,000.00	156,375.00	
CHENIERE ENERGY PARTNERS	125,000.00	128,625.00	
CHENIERE ENERGY PARTNERS	125,000.00	132,595.00	
CHOBANI LLC/FINANCE CORP	200,000.00	208,623.00	
CHOBANI LLC/FINANCE CORP	50,000.00	51,687.50	
CHS/COMMUNITY HEALTH SYS	100,000.00	101,864.50	
CHS/COMMUNITY HEALTH SYS	50,000.00	52,343.75	
CHS/COMMUNITY HEALTH SYS	96,000.00	93,480.00	
CHS/COMMUNITY HEALTH SYS	125,000.00	129,987.50	
CHS/COMMUNITY HEALTH SYS	350,000.00	373,975.00	
CHS/COMMUNITY HEALTH SYS	215,000.00	231,662.50	
CINEMARK USA INC	175,000.00	168,546.87	
CITGO HOLDING INC	225,000.00	203,062.50	
CITGO PETROLEUM CORP	200,000.00	197,625.00	
CITIGROUP INC	225,000.00	231,323.62	
CITIGROUP INC	75,000.00	75,690.00	
CITIGROUP INC	25,000.00	26,187.50	
CITIGROUP INC	100,000.00	114,441.50	
CLARIOS GLOBAL LP	50,000.00	54,321.50	
CLEAR CHANNEL WORLDWIDE	85,000.00	86,683.42	
CLEAR CHANNEL WORLDWIDE	175,000.00	177,843.75	
CLEARWAY ENERGY OP LLC	150,000.00	159,281.25	
CLEARWAY ENERGY OP LLC	125,000.00	130,757.50	
CLEARWAY ENERGY OP LLC	225,000.00	242,788.50	
CLEAVER-BROOKS INC	75,000.00	74,539.12	
CLEVELAND-CLIFFS INC	75,000.00	81,093.75	
CLEVELAND-CLIFFS INC	150,000.00	150,750.00	
CLEVELAND-CLIFFS INC	25,000.00	22,607.37	

CLIFFS NATURAL RESOURCES	72,000.00	72,387.00	
CLOUD PEAK ENRGY	300,000.00	3,300.00	
CNX MIDSTREAM PTR/CNX	225,000.00	229,142.25	
CNX RESOURCES CORP	275,000.00	293,213.25	
CNX RESOURCES CORP	100,000.00	101,120.00	
COEUR MINING INC	100,000.00	100,614.50	
COLT MERGER SUB INC	50,000.00	53,062.50	
COLT MERGER SUB INC	175,000.00	186,813.37	
COLT MERGER SUB INC	175,000.00	193,616.50	
COMMScope FINANCE LLC	125,000.00	129,048.12	
COMMScope INC	100,000.00	109,007.00	
COMMScope TECH FINANCE L	238,000.00	244,509.30	
COMPASS MINERALS INTERNA	200,000.00	205,729.00	
COMPASS MINERALS INTERNA	100,000.00	110,081.00	
COMSTOCK RESOURCES INC	125,000.00	132,812.50	
CONSOLIDATED ENERGY FIN	150,000.00	148,875.00	
CONTINENTAL RESOURCES	51,000.00	52,623.33	
CONTINENTAL RESOURCES	200,000.00	221,150.00	
CONTINENTAL RESOURCES	125,000.00	121,011.87	
COOKE OMEGA/ALPHA VESSEL	175,000.00	180,427.62	
COOPER-STANDARD AUTOMOTI	150,000.00	128,062.50	
CORNERSTONE BUILDING	150,000.00	159,412.50	
CP ATLAS BUYER INC	200,000.00	208,375.00	
CRESTWOOD MID PARTNER LP	75,000.00	75,375.00	
CRESTWOOD MID PARTNER LP	325,000.00	318,703.12	
CRESTWOOD MIDSTREAM PART	25,000.00	25,289.62	
CROWNROCK LP/CROWNROCK F	450,000.00	464,906.25	
CSC HOLDINGS LLC	250,000.00	280,346.25	
CSC HOLDINGS LLC	450,000.00	488,949.75	
CSTN MERGER SUB INC	100,000.00	93,385.50	
DAE FUNDING LLC	75,000.00	77,953.12	
DAVITA INC	375,000.00	399,590.62	
DAVITA INC	125,000.00	125,897.50	
DCP MIDSTREAM OPERATING	475,000.00	508,919.75	
DELEK LOGISTICS PARTNERS	275,000.00	256,752.37	

DELL INT LLC / EMC CORP	50,000.00	59,881.86	
DELL INT LLC / EMC CORP	75,000.00	93,064.66	
DELL INT LLC / EMC CORP	75,000.00	96,241.84	
DELTA AIR LINES INC	125,000.00	121,381.16	
DELTA AIR LINES INC	150,000.00	172,944.40	
DELTA AIR LINES INC	50,000.00	57,118.85	
DELTA AIR LINES/SKYMILES	75,000.00	80,001.84	
DELTA AIR LINES/SKYMILES	100,000.00	108,492.78	
DIAMOND SPORTS GR/DIAMON	300,000.00	254,812.50	
DIAMOND SPORTS GR/DIAMON	250,000.00	162,187.50	
DIEBOLD INC	475,000.00	485,093.75	
DIEBOLD NIXDORF INC	25,000.00	27,828.12	
DIGICEL GROUP 0.5 LTD	396,312.00	337,608.28	
DISH DBS CORP	25,000.00	26,212.50	
DISH DBS CORP	250,000.00	266,616.25	
DISH DBS CORP	100,000.00	109,250.00	
DOWNSTREAM DEVELOPMENT	100,000.00	97,364.50	
EDGEWELL PERSONAL CARE	150,000.00	161,457.75	
EG GLOBAL FINANCE PLC	200,000.00	206,940.00	
EMBARQ CORP	325,000.00	395,484.37	
ENDEAVOR ENERGY RESOURCE	50,000.00	53,797.00	
ENDEAVOR ENERGY RESOURCE	125,000.00	135,375.00	
ENERGIZER HOLDINGS INC	150,000.00	163,968.75	
ENERGIZER HOLDINGS INC	125,000.00	131,100.00	
ENLINK MIDSTREAM PARTNER	325,000.00	314,031.25	
ENLINK MIDSTREAM PARTNER	75,000.00	58,447.12	
ENLINK MIDSTREAM PARTNER	175,000.00	133,998.37	
ENLINK MIDSTREAM PARTNER	25,000.00	19,125.00	
ENTERPRISE DEVELOP AUTH	150,000.00	169,125.00	
ENTERPRISE MERGER SUB IN	100,000.00	62,760.00	
EQM MIDSTREAM PARTNERS L	200,000.00	200,627.00	
EQM MIDSTREAM PARTNERS L	100,000.00	107,125.00	
EQM MIDSTREAM PARTNERS L	100,000.00	110,858.50	
EQT CORP	175,000.00	172,921.87	
EQT CORP	50,000.00	52,625.00	

EQT CORP	150,000.00	189,517.50	
ESH HOSPITALITY INC	175,000.00	179,734.62	
EVERI PAYMENTS INC	117,000.00	121,228.96	
EW SCRIPPS CO	100,000.00	101,842.50	
EXELA INTERMED/EXELA FIN	125,000.00	38,281.25	
EXTERRAN NRG SOLUTIONS/F	375,000.00	305,116.87	
F-BRASILE SPA/F-BRASILE	200,000.00	184,500.00	
FAIRSTONE FINANCIAL INC	125,000.00	132,252.50	
FELCOR LODGING LP	175,000.00	179,812.50	
FERRELLGAS LP/FERRELLGAS	50,000.00	8,250.00	
FERRELLGAS LP/FERRELLGAS	100,000.00	92,864.50	
FIRSTENERGY CORP	100,000.00	110,549.81	
FIRSTENERGY CORP	150,000.00	184,500.94	
FLEX ACQUISITION CO INC	75,000.00	76,687.50	
FLEX ACQUISITION CO INC	125,000.00	131,875.00	
FLY LEASING LTD	400,000.00	360,406.00	
FONTAINEBLEAU LAS VEGAS	11,815,760.01	30,720.97	
FORD MOTOR COMPANY	200,000.00	225,569.00	
FORD MOTOR COMPANY	450,000.00	551,265.75	
FORD MOTOR COMPANY	75,000.00	106,432.87	
FORD MOTOR CREDIT CO LLC	200,000.00	205,000.00	
FORD MOTOR CREDIT CO LLC	200,000.00	213,875.00	
FORD MOTOR CREDIT CO LLC	200,000.00	218,604.00	
FORD MOTOR CREDIT CO LLC	200,000.00	210,727.80	
FORD MOTOR CREDIT CO LLC	200,000.00	204,750.00	
FORD MOTOR CREDIT CO LLC	600,000.00	662,184.00	
FORESTAR GROUP INC	100,000.00	105,385.50	
FORESTAR GROUP INC	75,000.00	75,738.37	
FORTRESS TRANS & INFRAST	25,000.00	25,243.12	
FORTRESS TRANS & INFRAST	200,000.00	206,021.00	
FOUR FINANCE SA	200,000.00	163,660.52	
FOXTROT ESCROW ISSUER	198,000.00	227,544.57	
FREEDOM MORTGAGE CORP	125,000.00	128,281.25	
FREEPORT-MCMORAN C & G	150,000.00	189,021.00	
FREEPORT-MCMORAN INC	25,000.00	26,851.99	

FREEPORT-MCMORAN INC	200,000.00	211,375.00	
FREEPORT-MCMORAN INC	100,000.00	107,020.00	
FREEPORT-MCMORAN INC	350,000.00	381,920.00	
FREEPORT-MCMORAN INC	100,000.00	111,002.50	
FREEPORT-MCMORAN INC	25,000.00	31,359.37	
FRONTIER COMMUNICATIONS	575,000.00	285,208.62	
FRONTIER COMMUNICATIONS	50,000.00	53,093.75	
FRONTIER COMMUNICATIONS	75,000.00	76,555.50	
FRONTIER COMMUNICATIONS	125,000.00	130,312.50	
GAP INC/THE	75,000.00	85,458.17	
GAP INC/THE	75,000.00	83,737.50	
GAP INC/THE	50,000.00	58,356.50	
GATEWAY CASINOS & ENTERT	200,000.00	186,229.00	
GENWORTH HOLDINGS INC	50,000.00	50,875.00	
GENWORTH HOLDINGS INC	350,000.00	331,406.25	
GENWORTH MORTGAGE HLDING	100,000.00	106,792.50	
GEO GROUP INC/THE	100,000.00	76,875.00	
GLOBAL AIR LEASE CO LTD	868,377.00	798,906.84	
GMAC	175,000.00	247,659.24	
GO DADDY OPCO/FINCO	200,000.00	211,125.00	
GOLDEN ENTERTAINMENT INC	150,000.00	157,194.75	
GOLDEN NUGGET INC	650,000.00	649,434.50	
GOLDEN NUGGET INC	350,000.00	365,093.75	
GOLDMAN SACHS GROUP INC	150,000.00	158,295.00	
GOLDMAN SACHS GROUP INC	125,000.00	123,912.50	
GOODYEAR TIRE & RUBBER	325,000.00	367,656.25	
GRAHAM HOLDINGS CO	125,000.00	132,820.00	
GRANITE HOLDINGS US ACQU	300,000.00	332,250.00	
GRAY ESCROW INC	75,000.00	82,687.50	
GRAY TELEVISION INC	100,000.00	104,812.50	
GRAY TELEVISION INC	225,000.00	230,343.75	
GRIFFON CORPORATION	225,000.00	239,625.00	
GROUP 1 AUTOMOTIVE INC	225,000.00	231,468.75	
GULFPORT ENERGY CORP	25,000.00	16,062.50	
GULFPORT ENERGY CORP	200,000.00	127,610.88	

H&E EQUIPMENT SERVICES	175,000.00	182,962.50	
H&E EQUIPMENT SERVICES	125,000.00	126,250.00	
HARLAND CLARKE HOLDINGS	225,000.00	230,062.50	
HARVEST MIDSTREAM I LP	200,000.00	212,500.00	
HAT HOLDINGS I LLC/HAT	300,000.00	310,500.00	
HCA INC	150,000.00	181,109.25	
HCA INC	150,000.00	180,750.00	
HCA INC	50,000.00	57,750.00	
HCA INC	250,000.00	296,743.75	
HELLAS II	5,050,000.00	0.00	
HERTZ CORP	100,000.00	48,937.50	
HERTZ CORP	150,000.00	73,781.25	
HESS MIDSTREAM	150,000.00	157,538.25	
HESS MIDSTREAM PARTNERS	175,000.00	183,093.75	
HEXION INC	50,000.00	54,156.25	
HILLENBRAND INC	125,000.00	135,546.87	
HILLMAN GROUP INC	370,000.00	367,600.55	
HILTON DOMESTIC OPERATIN	175,000.00	181,368.25	
HILTON DOMESTIC OPERATIN	75,000.00	81,609.37	
HILTON DOMESTIC OPERATIN	50,000.00	51,472.50	
HILTON DOMESTIC OPERATIN	100,000.00	108,812.50	
HILTON DOMESTIC OPERATIN	50,000.00	52,625.00	
HOSPITALITY PROP TRUST	150,000.00	149,068.50	
HOWMET AEROSPACE INC	100,000.00	117,500.00	
HUB INTERNATIONAL LTD	175,000.00	183,050.87	
HUNT COS INC	175,000.00	178,789.62	
HUSKY III HOLDING LTD	100,000.00	109,562.50	
IAMGOLD CORP	150,000.00	150,397.50	
ICAHN ENTERPRISES/FIN	425,000.00	436,821.37	
ICAHN ENTERPRISES/FIN	450,000.00	474,840.00	
IHEARTCOMMUNICATIONS INC	52,900.00	56,569.93	
IHEARTCOMMUNICATIONS INC	125,000.00	128,213.75	
ILFC E-CAPITAL TRUST I	470,000.00	313,137.50	
INDIGO NATURAL RES LLC	250,000.00	258,125.00	
INN OF THE MOUNTAIN GODS	96,416.00	96,416.00	

INTEL PKG HOLDCO ISSUER	50,000.00	49,500.00	
INTELSAT JACKSON HLDG	300,000.00	220,980.00	
INTELSAT LUXEMBOURG SA	225,000.00	11,531.25	
IRB HOLDING CORP	75,000.00	81,976.87	
IRB HOLDING CORP	125,000.00	129,062.50	
IRIS MERGER SUB 2019 INC	300,000.00	330,937.50	
IRON MOUNTAIN INC	75,000.00	78,750.75	
IRON MOUNTAIN INC	475,000.00	496,256.25	
IRON MOUNTAIN INC	150,000.00	160,312.50	
IRON MOUNTAIN INC	175,000.00	180,906.25	
IRON MOUNTAIN INC	75,000.00	82,210.12	
J2 GLOBAL	200,000.00	210,375.00	
JACOBS ENTERTAINMENT INC	325,000.00	331,872.12	
JAGGED PEAK ENERGY LLC	125,000.00	130,058.12	
JAGUAR LAND ROVER AUTOMO	200,000.00	219,103.00	
JBS USA LLC/JBS USA FINA	50,000.00	51,751.50	
JBS USA/FOOD/FINANCE	175,000.00	201,687.50	
JBS USA/FOOD/FINANCE	175,000.00	198,625.00	
JC PENNEY CORP INC	125,000.00	468.75	
JPMORGAN CHASE & CO	100,000.00	103,000.00	
JPMORGAN CHASE & CO	150,000.00	168,048.12	
JPMORGAN CHASE & CO	75,000.00	74,731.63	
K HOVNIANIAN ENTERPRISES	79,000.00	53,325.00	
K HOVNIANIAN ENTERPRISES	79,000.00	47,400.00	
KAISER ALUMINUM CORP	125,000.00	134,375.00	
KAISER ALUMINUM CORP	175,000.00	180,741.75	
KB HOME	75,000.00	88,875.00	
KEN GARFF AUTOMOTIVE LLC	275,000.00	285,140.62	
KRAFT HEINZ FOODS CO	75,000.00	89,670.06	
KRAFT HEINZ FOODS CO	125,000.00	138,749.51	
KRAFT HEINZ FOODS CO	75,000.00	99,928.41	
KRAFT HEINZ FOODS CO	750,000.00	800,080.12	
KRAFT HEINZ FOODS CO	275,000.00	312,011.15	
KRATON POLYMERS LLC/CAP	125,000.00	131,953.12	
L BRANDS INC	50,000.00	54,700.50	

L BRANDS INC	25,000.00	30,778.50	
L BRANDS INC	50,000.00	55,839.50	
L BRANDS INC	100,000.00	110,830.88	
L BRANDS INC	225,000.00	251,296.87	
LADDER CAP FIN LLLP/CORP	225,000.00	224,296.87	
LADDER CAP FIN LLLP/CORP	75,000.00	71,625.00	
LAMAR MEDIA CORP	50,000.00	53,375.00	
LAMAR MEDIA CORP	275,000.00	289,265.62	
LAREDO PETROLEUM INC	400,000.00	311,124.00	
LEVEL 3 FINANCING INC	325,000.00	337,106.25	
LOGAN MERGER SUB INC	325,000.00	340,843.75	
LTF MERGER SUB INC	550,000.00	539,000.00	
LUMEN TECHNOLOGIES INC	175,000.00	179,156.25	
MALLINCKRODT FIN/SB	150,000.00	46,500.00	
MASONITE INTERNATIONAL C	50,000.00	52,490.50	
MASONITE INTERNATIONAL C	75,000.00	80,309.25	
MATADOR RESOURCES CO	225,000.00	206,156.25	
MATCH GROUP INC	50,000.00	53,244.00	
MATCH GROUP INC	25,000.00	26,277.62	
MATCH GROUP INC	25,000.00	27,250.00	
MATTAMY GROUP CORP	125,000.00	133,712.50	
MATTEL INC	75,000.00	79,108.50	
MATTEL INC	50,000.00	55,480.00	
MATTEL INC	50,000.00	54,396.74	
MATTHEWS INTERNATIONAL C	125,000.00	124,674.37	
MEG ENERGY CORP	105,000.00	106,575.00	
MEG ENERGY CORP	200,000.00	206,250.00	
MERCER INTL INC	85,000.00	86,487.50	
MERISANT ESCROW	4,750,000.00	0.00	
MERITAGE HOMES CORP	200,000.00	226,875.00	
MGIC INVESTMENT CORP	150,000.00	161,796.75	
MGIC INVESTMENT CORP	200,000.00	214,065.00	
MGM RESORTS INTL	300,000.00	324,886.50	
MGM RESORTS INTL	164,000.00	179,177.38	
MGM RESORTS INTL	200,000.00	211,520.00	

MIDAS INT HOLDCO II/FIN	200,000.00	176,000.00	
MIDWEST VANADIUM PTY LTD	186,458.05	279.68	
MIRABELA NICKEL LTD SUBO	5,379.74	0.00	
MOHEGAN TRIBAL GAMING AU	250,000.00	253,125.00	
MOLINA HEALTHCARE INC	75,000.00	79,406.25	
MOUNTAIN PROVINCE DIAMON	75,000.00	64,195.50	
MPH ACQUISITION HOLDINGS	325,000.00	327,437.50	
MPT OPER PARTNERSP/FINL	175,000.00	187,141.50	
MPT OPER PARTNERSP/FINL	100,000.00	102,155.50	
MTS SYSTEMS CORP	225,000.00	234,703.12	
MURPHY OIL CORP	225,000.00	215,448.75	
NABORS INDUSTRIES LTD	400,000.00	274,250.00	
NABORS INDUSTRIES LTD	75,000.00	50,953.12	
NATIONSTAR MTG	50,000.00	54,815.00	
NATIONSTAR MTG HLD INC	50,000.00	52,696.00	
NATIONSTAR MTG HLD INC	125,000.00	130,859.37	
NATIONSTAR MTG HLD INC	75,000.00	76,875.00	
NAVIENT CORP	75,000.00	77,015.62	
NAVIENT CORP	200,000.00	219,120.00	
NAVIENT CORP	450,000.00	477,000.00	
NAVIENT CORP	150,000.00	163,687.50	
NAVIENT CORP	150,000.00	162,281.25	
NAVIENT CORP	25,000.00	25,034.50	
NCL CORPORATION LTD	50,000.00	60,312.50	
NCL CORPORATION LTD	100,000.00	116,750.00	
NCR CORP	175,000.00	186,615.62	
NCR CORP	100,000.00	104,562.50	
NCR CORP	175,000.00	193,670.75	
NCR CORP	150,000.00	160,125.00	
NETFLIX INC	150,000.00	180,827.25	
NETFLIX INC	50,000.00	62,562.50	
NETFLIX INC	400,000.00	477,500.00	
NETFLIX INC	350,000.00	407,093.75	
NEW ENTERPRISE STONE & L	100,000.00	103,562.50	
NEW ENTERPRISE STONE & L	200,000.00	216,000.00	

NEWELL RUBBERMAID INC	175,000.00	190,750.00	
NEWELL RUBBERMAID INC	150,000.00	188,625.00	
NEXSTAR BROADCASTING INC	150,000.00	155,906.25	
NEXSTAR ESCROW INC	125,000.00	134,570.62	
NEXTERA ENERGY OPERATING	150,000.00	160,119.00	
NEXTERA ENERGY OPERATING	125,000.00	135,000.00	
NEXTERA ENERGY OPERATING	225,000.00	241,030.12	
NFP CORP	300,000.00	320,625.00	
NIELSEN FINANCE LLC/CO	75,000.00	80,625.00	
NIELSEN FINANCE LLC/CO	50,000.00	55,218.75	
NINE ENERGY SERVICE INC	50,000.00	16,453.25	
NMG FINCO PLC	200,000.00	192,500.00	
NMI HOLDINGS	275,000.00	307,022.37	
NORTHWEST ACQ/DOMINION	100,000.00	1,125.00	
NOVA CHEMICALS CORP	125,000.00	132,812.50	
NOVELIS CORP	250,000.00	263,750.00	
NOVELIS CORP	275,000.00	294,421.87	
NRG ENERGY INC	150,000.00	158,734.50	
NRG ENERGY INC	75,000.00	76,875.00	
NRG ENERGY INC	175,000.00	191,657.37	
NRG ENERGY INC	250,000.00	259,218.75	
NUSTAR LOGISTICS LP	75,000.00	79,665.00	
NUSTAR LOGISTICS LP	75,000.00	82,359.37	
NWH ESCROW CORP	125,000.00	41,875.00	
OCCIDENTAL PETROLEUM	275,000.00	253,171.87	
OCCIDENTAL PETROLEUM COR	275,000.00	277,620.75	
OCCIDENTAL PETROLEUM COR	138,000.00	137,517.00	
OCCIDENTAL PETROLEUM COR	25,000.00	26,867.75	
OCCIDENTAL PETROLEUM COR	175,000.00	162,750.00	
OCCIDENTAL PETROLEUM COR	175,000.00	166,899.25	
OCCIDENTAL PETROLEUM COR	50,000.00	56,296.25	
OCCIDENTAL PETROLEUM COR	200,000.00	206,200.00	
OCCIDENTAL PETROLEUM COR	100,000.00	101,576.00	
OCCIDENTAL PETROLEUM COR	150,000.00	155,964.75	
OCCIDENTAL PETROLEUM COR	75,000.00	66,900.00	

OCCIDENTAL PETROLEUM COR	100,000.00	116,437.50	
OCCIDENTAL PETROLEUM COR	225,000.00	242,100.00	
OCCIDENTAL PETROLEUM COR	225,000.00	243,562.50	
OCCIDENTAL PETROLEUM COR	25,000.00	27,515.62	
OCCIDENTAL PETROLEUM COR	75,000.00	75,450.00	
OCCIDENTAL PETROLEUM COR	25,000.00	21,234.37	
OCCIDENTAL PETROLEUM COR	25,000.00	20,109.37	
OI EUROPEAN GROUP BV	100,000.00	102,312.50	
OLIN CORP	225,000.00	279,465.75	
OLIN CORP	75,000.00	81,187.87	
OLIN CORP	150,000.00	158,597.25	
OPEN TEXT CORP	125,000.00	130,743.75	
OPEN TEXT HOLDINGS INC	125,000.00	131,792.50	
ORTHO-CLINICAL INC/SA	100,000.00	106,687.50	
ORTHO-CLINICAL INC/SA	125,000.00	134,115.62	
OWENS-BROCKWAY	125,000.00	139,140.62	
OXFORD FIN LLC/CO-ISS II	125,000.00	125,439.37	
P&L DEV LLC/PLD FIN CORP	300,000.00	323,250.00	
PACIFIC GAS & ELECTRIC	150,000.00	172,154.54	
PACIFIC GAS & ELECTRIC	162,500.00	192,652.77	
PANTHER BF AGGREGATOR 2	50,000.00	54,642.50	
PAR PHARMACEUTICAL INC	25,000.00	27,342.25	
PARK AEROSPACE HOLDINGS	125,000.00	131,274.83	
PARK INTERMED HOLDINGS	175,000.00	189,913.50	
PARK-OHIO INDUSTRIES INC	275,000.00	283,838.50	
PARKLAND FUEL CORP	50,000.00	52,593.75	
PARKLAND FUEL CORP	100,000.00	108,312.50	
PATRICK INDUSTRIES INC	175,000.00	190,312.50	
PATTERN ENERGY OP LP/PAT	250,000.00	267,968.75	
PBF HOLDING CO LLC	175,000.00	176,750.00	
PBF HOLDING CO LLC	125,000.00	68,984.37	
PBF LOGISTICS LP/FINANCE	245,000.00	238,262.50	
PETROBAKKEN ENERGY LTD	450,000.00	0.00	
PG&E CORP	150,000.00	160,092.75	
PG&E CORP	150,000.00	164,437.50	

PGT ESCROW ISSUER INC	125,000.00	133,726.25	
PICASSO FINANCE SUB INC	75,000.00	80,415.00	
PLASTIPAK HOLDINGS INC	200,000.00	206,875.00	
PM GENERAL PURCHASER LLC	125,000.00	137,031.25	
POST HOLDINGS INC	50,000.00	51,961.75	
POST HOLDINGS INC	125,000.00	133,359.37	
POST HOLDINGS INC	100,000.00	105,000.00	
PRECISION DRILLING CORP	150,000.00	129,843.75	
PRECISION DRILLING CORP	75,000.00	64,017.00	
PRIME SECSRVC BRW/FINANC	75,000.00	80,343.75	
PRIME SECSRVC BRW/FINANC	175,000.00	174,562.50	
PRIME SECSRVC BRW/FINANC	75,000.00	80,063.25	
QORVO INC	175,000.00	189,957.25	
QTS LP/FINANCE	375,000.00	383,437.50	
QUICKEN LOANS LLC/QUICKN	200,000.00	204,020.00	
RADIAN GROUP INC	175,000.00	183,512.00	
RADIAN GROUP INC	25,000.00	27,921.87	
RADIAN GROUP INC	50,000.00	54,025.00	
RADIATE HOLDCO / FINANCE	100,000.00	104,750.00	
RADIATE HOLDCO / FINANCE	175,000.00	187,031.25	
RANGE RESOURCES CORP	100,000.00	104,900.00	
RATTLER MIDSTREAM LP	125,000.00	132,578.11	
ROCKIES EXPRESS PIPELINE	175,000.00	176,859.37	
ROLLS-ROYCE PLC	200,000.00	221,750.00	
ROYAL CARIBBEAN CRUISES	175,000.00	176,667.75	
ROYAL CARIBBEAN CRUISES	200,000.00	219,750.00	
ROYAL CARIBBEAN CRUISES	225,000.00	204,658.87	
RP CROWN PARENT LLC	175,000.00	178,700.37	
RP ESCROW ISSUER LLC	75,000.00	75,000.00	
RRI ENERGY ESCROW	50,000.00	0.00	
SANCHEZ ENERGY CORP	342,000.00	3,420.00	
SANCHEZ ENERGY CORP	325,000.00	3,250.00	
SANJEL CORP	200,000.00	0.00	
SANJEL CORP	7,500.00	0.00	
SANJEL CORP ZCPN	7,500.00	0.00	

SANJEL CORP ZCPN	7,500.00	0.00	
SANJEL CORP ZCPN	7,500.00	0.00	
SANJEL CORP ZCPN	7,500.00	0.00	
SANJEL CORP ZCPN	7,500.00	0.00	
SANJEL CORP ZCPN	7,500.00	0.00	
SANJEL CORP ZCPN	7,500.00	0.00	
SBA COMMUNICATIONS CORP	425,000.00	441,468.75	
SCIENTIFIC GAMES INTERNA	125,000.00	133,483.75	
SCIENTIFIC GAMES INTERNA	75,000.00	81,126.75	
SCRIPPS ESCROW INC	50,000.00	51,062.50	
SEAGATE HDD CAYMAN	75,000.00	75,112.50	
SEAGATE HDD CAYMAN	75,000.00	74,812.50	
SEAWORLD PARKS & ENTERTA	150,000.00	164,343.75	
SELECT MEDICAL CORP	150,000.00	161,481.00	
SERVICE CORP INTL	150,000.00	154,076.25	
SERVICE PROPERTIES TRUST	100,000.00	114,235.79	
SERVICE PROPERTIES TRUST	75,000.00	74,812.50	
SERVICE PROPERTIES TRUST	50,000.00	54,160.41	
SEVENTY SEVEN ESCROW	175,000.00	0.00	
SHEA HOMES LP/FNDG CP	75,000.00	78,156.37	
SHEA HOMES LP/FNDG CP	75,000.00	77,906.25	
SHELF DRILL HOLD LTD	175,000.00	70,656.25	
SINCLAIR TELEVISION GROU	175,000.00	176,750.87	
SINCLAIR TELEVISION GROU	75,000.00	76,979.25	
SINCLAIR TELEVISION GROU	150,000.00	150,580.50	
SIRIUS XM RADIO INC	200,000.00	220,625.00	
SIZZLING PLATT/FIN CO	100,000.00	104,625.00	
SLM CORP	100,000.00	106,811.50	
SM ENERGY CO	150,000.00	99,435.75	
SOLERA LLC / SOLERA FINA	125,000.00	130,156.25	
SONIC AUTOMOTIVE INC	175,000.00	183,640.62	
SPECIALTY BUILDING PRODU	125,000.00	131,300.00	
SPIRIT AEROSYSTEMS INC	50,000.00	53,125.00	
SPIRIT AEROSYSTEMS INC	225,000.00	244,266.75	
SPIRIT AEROSYSTEMS INC	50,000.00	49,593.75	

SPIRIT LOYALTY KY LTD/IP	275,000.00	310,406.25	
SPRINGLEAF FINANCE CORP	25,000.00	28,984.37	
SPRINGLEAF FINANCE CORP	75,000.00	84,120.75	
SPRINGLEAF FINANCE CORP	300,000.00	352,156.50	
SPRINGLEAF FINANCE CORP	225,000.00	262,431.00	
SPRINGLEAF FINANCE CORP	50,000.00	55,888.00	
SPRINT CAPITAL CORP	600,000.00	930,000.00	
SPRINT CORP	225,000.00	259,879.50	
SPX FLOW INC	100,000.00	104,687.50	
SRM ESCROW ISSUER LLC	200,000.00	210,375.00	
SS&C TECHNOLOGIES INC	350,000.00	375,375.00	
STANDARD INDUSTRIES INC	75,000.00	78,672.00	
STANDARD INDUSTRIES INC	50,000.00	52,812.50	
STANDARD INDUSTRIES INC	150,000.00	159,605.25	
STANDARD INDUSTRIES INC	150,000.00	150,562.50	
STAPLES INC	75,000.00	76,882.50	
STAPLES INC	425,000.00	417,158.75	
STL HOLDING CO LLC	325,000.00	333,937.50	
SUBURBAN PROPANE PARTNRS	175,000.00	178,444.87	
SUMMIT MATERIALS LLC/FIN	50,000.00	50,807.25	
SUMMIT MATERIALS LLC/FIN	100,000.00	104,970.00	
SUMMIT MID HLDS LLC / FI	225,000.00	196,312.50	
SUMMIT MID HLDS LLC / FI	75,000.00	48,273.37	
SUNOCO LP/FINANCE CORP	25,000.00	26,026.50	
SUNOCO LP/FINANCE CORP	175,000.00	186,760.00	
SUNOCO LP/FINANCE CORP	75,000.00	77,655.37	
SWITCH LTD	525,000.00	539,613.37	
SYNEOS HEALTH INC	275,000.00	278,357.75	
T-MOBILE USA INC	50,000.00	51,406.25	
T-MOBILE USA INC	225,000.00	241,317.00	
TALEN ENERGY SUPPLY LLC	75,000.00	63,562.50	
TALEN ENERGY SUPPLY LLC	150,000.00	158,503.50	
TALEN ENERGY SUPPLY LLC	75,000.00	77,657.62	
TALEN ENERGY SUPPLY LLC	25,000.00	26,765.62	
TARGA RESOURCES PARTNERS	50,000.00	50,407.75	

TARGA RESOURCES PARTNERS	75,000.00	77,475.37	
TARGA RESOURCES PARTNERS	50,000.00	54,885.00	
TARGA RESOURCES PARTNERS	225,000.00	237,234.37	
TARGA RESOURCES PARTNERS	100,000.00	110,414.00	
TARGA RESOURCES PARTNERS	150,000.00	161,100.00	
TASEKO MINES LTD	75,000.00	76,013.62	
TAYLOR MORRISON	75,000.00	82,031.25	
TAYLOR MORRISON COMM	100,000.00	113,812.50	
TAYLOR MORRISON COMM	75,000.00	84,823.12	
TEGNA INC	275,000.00	283,596.50	
TELECOM ITALIA CAPITAL	250,000.00	298,437.50	
TELECOM ITALIA CAPITAL	25,000.00	32,625.00	
TELESAT CANADA/TELESAT L	75,000.00	77,296.87	
TELESAT CANADA/TELESAT L	150,000.00	155,415.00	
TEMPO ACQUISITION LLC/FI	325,000.00	335,871.25	
TENET HEALTHCARE CORP	200,000.00	215,200.00	
TENET HEALTHCARE CORP	500,000.00	510,850.00	
TENET HEALTHCARE CORP	75,000.00	77,695.50	
TENET HEALTHCARE CORP	25,000.00	26,472.37	
TENET HEALTHCARE CORP	275,000.00	291,156.25	
TENET HEALTHCARE CORP	75,000.00	78,277.50	
TENET HEALTHCARE CORP	350,000.00	363,343.75	
TENNANT CO	100,000.00	104,200.00	
TENNECO INC	225,000.00	211,640.62	
TENNECO INC	25,000.00	22,567.50	
TENNECO INC	125,000.00	139,687.50	
TERRAFORM POWER OPERATIN	125,000.00	134,807.50	
TESLA INC	250,000.00	260,312.50	
TEXAS COMPETITIVE ESCROW	225,000.00	618.75	
TITAN INTERNATIONAL INC	225,000.00	208,945.12	
TMS INTERNATIONAL CORP	200,000.00	202,500.00	
TOPS HOLDING II ESCROW	307,000.00	0.00	
TOWNSQUARE MEDIA INC	250,000.00	244,036.25	
TPC GROUP INC	300,000.00	231,969.00	
TRANSDIGM INC	200,000.00	213,501.00	

TRANSDIGM INC	175,000.00	183,239.87	
TRANSDIGM INC	200,000.00	216,086.86	
TRANSDIGM INC	975,000.00	1,015,462.50	
TRANSDIGM UK HOLDINGS	200,000.00	211,876.00	
TRANSMONTAIGE PARTNERS	100,000.00	101,644.00	
TRANSOCEAN GUARDIAN LTD	19,500.00	15,551.25	
TRANSOCEAN INC	140,000.00	88,287.49	
TRANSOCEAN PONTUS LTD	58,500.00	55,172.81	
TRANSOCEAN POSEIDON	50,000.00	42,625.00	
TRANSOCEAN SENTRY LTD	72,049.54	58,630.31	
TRI POINTE GROUP INC	75,000.00	85,485.00	
TRI POINTE HOLDINGS INC	250,000.00	274,687.50	
TRIANGLE USA PETROLEUM	125,000.00	0.00	
TRIDENT MERGER SUB INC	75,000.00	75,835.87	
TRIDENT TPI HOLDINGS INC	225,000.00	239,625.00	
TRIUMPH GROUP INC	50,000.00	55,485.00	
TRIUMPH GROUP INC	50,000.00	49,411.50	
TRIUMPH GROUP INC	100,000.00	91,875.00	
TRONOX FINANCE PLC	200,000.00	209,004.00	
UBER TECHNOLOGIES INC	25,000.00	27,274.37	
UBER TECHNOLOGIES INC	225,000.00	250,188.75	
UBER TECHNOLOGIES INC	100,000.00	109,375.00	
UNITED AIR 2020-1 A PTT	75,000.00	81,379.05	
UNITED AIRLINES HOLDINGS	25,000.00	24,906.37	
UNITED AIRLINES HOLDINGS	125,000.00	122,890.62	
UNITED CONTINENTAL HLDGS	50,000.00	50,187.50	
UNITED RENTALS NORTH AM	50,000.00	52,394.00	
UNITED RENTALS NORTH AM	100,000.00	105,348.00	
UNITED RENTALS NORTH AM	150,000.00	158,102.25	
UNITI GROUP/CSL CAPITAL	125,000.00	123,359.37	
UNIVAR SOLUTIONS USA INC	100,000.00	105,419.00	
UNIVISION COMMUNICATIONS	175,000.00	178,390.62	
UNIVISION COMMUNICATIONS	75,000.00	83,437.50	
USA COM PART/USA COM FIN	175,000.00	184,515.62	
USA COM PART/USA COM FIN	125,000.00	133,963.75	

VALEANT PHARMACEUTICALS	525,000.00	581,269.50	
VAREX IMAGING CORPORATIO	225,000.00	233,995.50	
VECTOR GROUP LTD	50,000.00	50,743.75	
VECTOR GROUP LTD	175,000.00	189,896.87	
VERITAS US INC/BERMUDA L	200,000.00	204,729.00	
VERITAS US INC/BERMUDA L	50,000.00	51,625.00	
VERSCEND HOLDING CORP	150,000.00	163,218.75	
VICI PROPERTIES / NOTE	50,000.00	50,983.75	
VICI PROPERTIES / NOTE	75,000.00	78,138.37	
VICI PROPERTIES / NOTE	50,000.00	51,027.07	
VICI PROPERTIES / NOTE	50,000.00	53,630.00	
VICI PROPERTIES / NOTE	50,000.00	52,093.75	
VIKING CRUISES LTD	100,000.00	97,864.50	
VIKING CRUISES LTD	175,000.00	208,796.87	
VIKING CRUISES LTD	250,000.00	239,218.75	
VINE OIL & GAS LP / FIN	225,000.00	182,250.00	
VIPER ENERGY PARTNERS LP	450,000.00	477,760.50	
VIRGIN AUSTRALIA HOLDING	50,000.00	4,187.50	
VISTAJET MALTA/XO MGMT	325,000.00	334,750.00	
VISTRA OPERATIONS CO LLC	375,000.00	396,438.75	
VMED 02 UK FINANCING I	200,000.00	206,782.00	
VODAFONE GROUP PLC	330,000.00	409,139.31	
WEEKLEY HOMES LLC/ FINAN	225,000.00	235,687.50	
WERNER FINCO LP/INC	300,000.00	299,250.00	
WESCO DISTRIBUTION INC	150,000.00	170,084.25	
WESTERN GLOBAL AIRLINES	100,000.00	112,375.00	
WESTERN MIDSTREAM OPERAT	175,000.00	177,128.00	
WESTERN MIDSTREAM OPERAT	100,000.00	107,986.50	
WESTERN MIDSTREAM OPERAT	150,000.00	137,062.50	
WHITE CAP BUYER LLC	175,000.00	186,830.00	
WILLIAMS SCOTSMAN INTL	100,000.00	103,812.50	
WPX ENERGY INC	75,000.00	79,720.50	
WPX ENERGY INC	225,000.00	246,098.25	
WYNDHAM DESTINATIONS INC	150,000.00	170,812.50	
WYNN LAS VEGAS LLC/CORP	150,000.00	156,468.75	

小計	WYNN LAS VEGAS LLC/CORP	200,000.00	208,065.00	
	WYNN RESORTS FINANCE LLC	75,000.00	79,260.00	
	XPO LOGISTICS INC	85,000.00	86,842.37	
	XPO LOGISTICS INC	175,000.00	189,271.25	
	ZIGGO BOND CO BV	350,000.00	370,956.25	
	銘柄数：729	148,155,430.18	116,122,041.63	
			(12,087,143,313)	
	組入時価比率：95.5%		100.0%	
合計			12,087,143,313	
			(12,087,143,313)	
合計			12,089,172,950	
			(12,089,172,950)	

(注1)外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	2020年12月 8日現在			
	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
		うち1年超		
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
売建	72,818,900	-	72,856,000	37,100
米ドル	72,818,900	-	72,856,000	37,100
合計	72,818,900	-	72,856,000	37,100

（注）時価の算定方法

1 為替予約取引

1)計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2)計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

第3 その他特定資産の明細表(2020年12月8日現在)

特定資産の種類 (銘柄名)	数量	帳簿価額		評価額		評価損益	備考
		単価	金額	単価	金額		
貸付債権							
米ドル							
CALIFORNIA RESOURCES TRM	50,000.00	57.78	28,892.85	1.95	975.00	27,917.85	
CENGAGE LERNNG ACQS B TL	123,389.19	92.66	114,332.42	92.88	114,597.71	265.29	
CLEAR CHANNEL OUTD B#1	74,062.50	100.42	74,373.58	94.38	69,896.48	4,477.10	
CLEAR CHANNEL OUTD B#4	187.50	100.41	188.28	94.38	176.95	11.33	
CONSOLIDATED INITIAL TRM	171,062.50	96.00	164,220.00	94.00	160,798.75	3,421.25	
DIAMOND SPORTS B TRM	74,250.00	99.62	73,967.85	88.75	65,896.87	8,070.98	
FRONTIER COMMUNICATI TRM	100,000.00	99.25	99,250.00	100.13	100,125.00	875.00	
GATEWAY CASINOS INI TRM	148,676.28	98.80	146,899.14	95.25	141,614.15	5,284.99	
GLOBAL AVIATION 2ND LIEN	276,371.44	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
HARD ROCK NORTHIN DD TRM	11,824.32	96.99	11,469.59	97.25	11,499.15	29.56	
LIFE TIME FITNESS #1 B	384,924.40	100.21	385,766.61	95.56	367,843.37	17,923.24	
MAUSER PACKAGING TL	240,156.13	97.92	235,172.91	96.35	231,390.43	3,782.48	
MAUSER PACKAGING TL 14	622.17	97.92	609.26	96.35	599.46	9.80	
PARKER DRILLING 2ND	17,697.23	99.02	17,523.81	90.00	15,927.50	1,596.31	
SPECTACLE GARY HLDNGS TL	163,175.68	96.78	157,925.68	97.25	158,688.34	762.66	
STAPLES 2019 RFNIG B1 TL	147,750.00	99.31	146,730.52	97.23	143,649.93	3,080.59	
小計			1,657,322.50		1,583,679.09	73,643.41	
銘柄数：16			(172,510,699)		(164,845,156)	(7,665,543)	
組入時価比率：1.3%					100.0%		
貸付債権計			172,510,699		164,845,156	7,665,543	
			(172,510,699)		(164,845,156)	(7,665,543)	
					100.0%		
合計			172,510,699		164,845,156	7,665,543	
			(172,510,699)		(164,845,156)	(7,665,543)	

(注1)外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

野村米国好利回り社債投信 Aコース

2020年12月30日現在

資産総額	1,145,131,378円
負債総額	561,969,907円
純資産総額（ - ）	583,161,471円
発行済口数	308,585,622口
1口当たり純資産額（ / ）	1.8898円

野村米国好利回り社債投信 Bコース

2020年12月30日現在

資産総額	1,232,900,669円
負債総額	7,752,848円
純資産総額（ - ）	1,225,147,821円
発行済口数	610,731,177口
1口当たり純資産額（ / ）	2.0060円

（参考）野村米国好利回り社債投信 マザーファンド

2020年12月30日現在

資産総額	12,564,255,199円
負債総額	8,600,096円
純資産総額（ - ）	12,555,655,103円
発行済口数	4,879,463,645口
1口当たり純資産額（ / ）	2.5732円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

（1）受益証券の名義書換えの事務等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券

から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(5) 受益権の再分割

委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

2021年1月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数 20,000,000株

発行済株式総数 5,150,693株

過去5年間ににおける主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2)会社の機構

(a)会社の意思決定機構

当社は監査等委員会設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表取締役および監査等委員会を設けております。各機関の権限は以下のとおりです。

株主総会

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の重要事項の承認等を行います。

取締役会

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また代表取締役等を選任し、取締役の職務の執行を監督します。

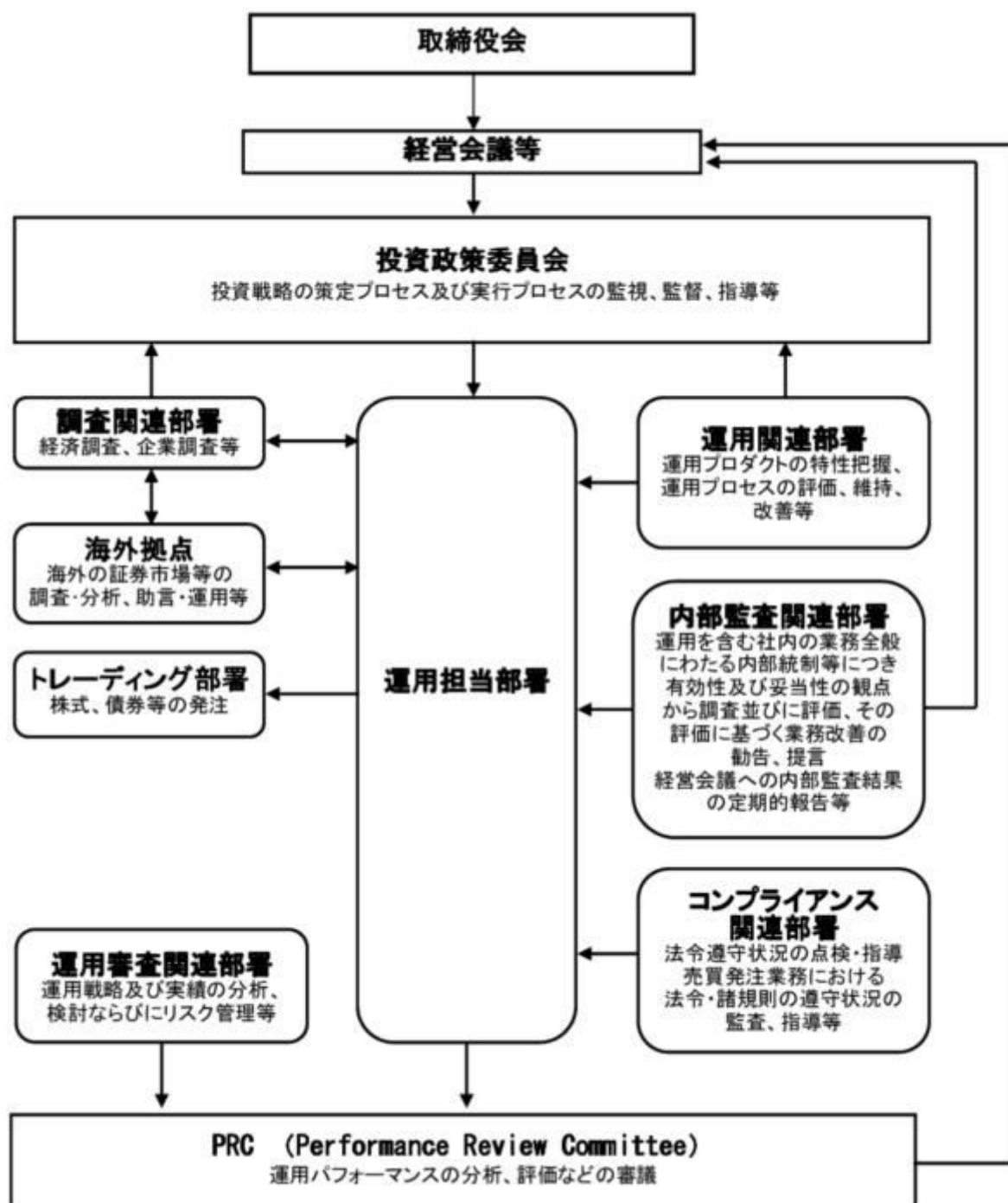
代表取締役・業務執行取締役

代表取締役を含む各業務執行取締役は、当社の業務の執行を行います。代表取締役は当社を代表いたします。また取締役会により委任された一定の事項について、代表取締役を含む業務執行取締役で構成される経営会議が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役員が含まれます。

監査等委員会

監査等委員である取締役3名以上（但し、過半数は社外取締役）で構成され、取締役の職務執行の適法性および妥当性に関する監査を行うとともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容や監査等委員である取締役以外の取締役の選任・解任・辞任および報酬等についての監査等委員会としての意見を決定します。

(b)投資信託の運用体制



2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は2020年12月30日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)。

種類	本数	純資産総額(百万円)
----	----	------------

追加型株式投資信託	998	34,903,928
単位型株式投資信託	189	821,114
追加型公社債投資信託	14	6,225,605
単位型公社債投資信託	486	1,664,140
合計	1,687	43,614,787

3【委託会社等の経理状況】

1．委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

2．財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

3．委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2019年4月1日から2020年3月31日まで)の財務諸表ならびに中間会計期間(2020年4月1日から2020年9月30日まで)の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査及び中間監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

		前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)
(資産の部)			
流動資産			
現金・預金		1,562	2,626
金銭の信託		45,493	41,524
有価証券		19,900	24,399
前払費用		27	106
未収入金		500	522
未収委託者報酬		25,246	23,936
未収運用受託報酬		5,933	4,336
その他		269	71
貸倒引当金		15	14
流動資産計		98,917	97,509
固定資産			
有形固定資産		714	645

建物	2	320		295	
器具備品	2	393		349	
無形固定資産			6,438		5,894
ソフトウェア		6,437		5,893	
その他		0		0	
投資その他の資産			18,608		16,486
投資有価証券		1,562		1,437	
関係会社株式		12,631		10,171	
従業員長期貸付金		-		16	
長期差入保証金		235		329	
長期前払費用		22		19	
前払年金費用		2,001		1,545	
繰延税金資産		2,694		2,738	
その他		168		229	
貸倒引当金		-		0	
投資損失引当金		707		-	
固定資産計			25,761		23,026
資産合計			124,679		120,536

		前事業年度 (2019年3月31日)		当事業年度 (2020年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
(負債の部)					
流動負債					
預り金			145		157
未払金			16,709		15,279
未払収益分配金		0		0	
未払償還金		25		3	
未払手数料		7,724		6,948	
関係会社未払金		7,422		7,262	
その他未払金		1,535		1,063	
未払費用	1		11,704		10,290
未払法人税等			1,560		1,564
前受収益			29		26
賞与引当金			3,792		3,985
その他			-		67
流動負債計			33,942		31,371
固定負債					
退職給付引当金			3,219		3,311
時効後支払損引当金			558		572
固定負債計			3,777		3,883
負債合計			37,720		35,254
(純資産の部)					
株主資本			86,924		85,270
資本金			17,180		17,180
資本剰余金			13,729		13,729
資本準備金		11,729		11,729	
その他資本剰余金		2,000		2,000	
利益剰余金			56,014		54,360
利益準備金		685		685	

その他利益剰余金		55,329		53,675	
別途積立金		24,606		24,606	
繰越利益剰余金		30,723		29,069	
評価・換算差額等			33		10
その他有価証券評価差額金			33		10
純資産合計			86,958		85,281
負債・純資産合計			124,679		120,536

(2) 【損益計算書】

		前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)		当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
営業収益					
委託者報酬			119,196		115,736
運用受託報酬			21,440		17,170
その他営業収益			355		340
営業収益計			140,992		133,247
営業費用					
支払手数料			42,675		39,435
広告宣伝費			1,210		1,006
公告費			0		-
調査費			30,082		26,833
調査費		5,998		5,696	
委託調査費		24,083		21,136	
委託計算費			1,311		1,342
営業雑経費			5,435		5,823
通信費		92		75	
印刷費		970		958	
協会費		86		92	
諸経費		4,286		4,696	
営業費用計			80,715		74,440
一般管理費					
給料			11,113		11,418
役員報酬		379		109	
給料・手当		7,067		7,173	
賞与		3,666		4,134	
交際費			107		86
旅費交通費			514		391
租税公課			1,048		1,029
不動産賃借料			1,223		1,227
退職給付費用			1,474		1,486
固定資産減価償却費			2,835		2,348
諸経費			10,115		10,067
一般管理費計			28,433		28,055
営業利益			31,843		30,751

		前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)		当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
営業外収益					
受取配当金	1	6,538		4,936	
受取利息		0		0	
その他		424		309	
営業外収益計			6,964		5,246
営業外費用					
支払利息	1	1		-	
金銭の信託運用損		489		230	
投資事業組合等評価損		-		146	
時効後支払損引当金繰入額		43		18	
為替差損		34		23	
その他		17		23	
営業外費用計			585		443
経常利益			38,222		35,555
特別利益					
投資有価証券等売却益		20		21	
関係会社清算益	3	29		-	
株式報酬受入益		85		59	
特別利益計			135		81
特別損失					
投資有価証券等評価損		938		119	
関係会社株式評価損		161		1,591	
固定資産除却損	2	310		67	
投資損失引当金繰入額		707		-	
特別損失計			2,118		1,778
税引前当期純利益			36,239		33,858
法人税、住民税及び事業税			10,196		9,896
法人税等調整額			370		34
当期純利益			25,672		23,996

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2018年4月 1 日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								株 主 資 本 合 計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資 本 準備金	その他 資 本 剰余金	資 本 剰余金 合 計	利 益 準備金	その他利益剰余金		利 益 剰余金 合 計	
						別 途 積立金	繰 越 利 益 剰余金		

当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	29,876	55,168	86,078
当期変動額									
剰余金の配当							24,826	24,826	24,826
当期純利益							25,672	25,672	25,672
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	846	846	846
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	30,723	56,014	86,924

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	11	11	86,090
当期変動額			
剰余金の配当			24,826
当期純利益			25,672
株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）	21	21	21
当期変動額合計	21	21	868
当期末残高	33	33	86,958

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								株 主 資 本 合 計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資 本 準備金	その他 資 本 剰余金	資 本 剰余金 合 計	利 益 準備金	その他利益剰余金		利 益 剰余金 合 計	
						別 途 積立金	繰 越 利 益 剰余金		
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	30,723	56,014	86,924
当期変動額									
剰余金の配当							25,650	25,650	25,650
当期純利益							23,996	23,996	23,996
株主資本以外 の項目の当期 変動額（純 額）									

当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	1,653	1,653	1,653
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	29,069	54,360	85,270

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	33	33	86,958
当期変動額			
剰余金の配当			25,650
当期純利益			23,996
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	23	23	23
当期変動額合計	23	23	1,676
当期末残高	10	10	85,281

[重要な会計方針]

1．有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 ... 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 時価のあるもの ... 決算期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。) 時価のないもの ... 移動平均法による原価法
2．金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
3．固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下の通りであります。 建物 38～50年 附属設備 8～15年 構築物 20年 器具備品 4～15年 (2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。
4．引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。

5．消費税等の会計処理方法 6．連結納税制度の適用	(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企业年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 確定給付型企业年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企业年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。 (4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当期の費用として処理しております。 連結納税制度を適用しております。 なお、当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。
---	--

[未適用の会計基準等]

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日）

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

- ・「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日）
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日）
- ・「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）

（１）概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針（以下「時価算定会計基準等」という。）が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品

また「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

（２）適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

（３）当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

- ・「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 2020年3月31日）

（１）概要

関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に、採用した会計処理の原則及び手続きの概要を示すことを目的とするものです。

（２）適用予定日

2021年3月期の年度末より適用予定であります。

- ・「会計上の見積りの開示に関する会計基準（企業会計基準第31号 2020年3月31日）」

（１）概要

当年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目における会計上の見積りの内容について、財務諸表利用者の理解に資する情報を開示することを目的とするものです。

（２）適用予定日

2021年3月期の年度末より適用予定であります。

[注記事項]

貸借対照表関係

前事業年度末 (2019年3月31日)	当事業年度末 (2020年3月31日)
1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。	1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。
未払費用 1,434百万円	未払費用 1,296百万円

2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額	2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額
建物 736百万円	建物 761百万円
器具備品 3,106	器具備品 2,347
合計 3,842	合計 3,109

損益計算書関係

前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 6,531百万円 支払利息 1	1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 4,931百万円
2. 固定資産除却損 器具備品 3百万円 ソフトウェア 307 合計 310	2. 固定資産除却損 器具備品 7百万円 ソフトウェア 59 合計 67
3. 関係会社清算益 関係会社清算益は、関係会社の清算にともなう清算配当です。	

株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	-	-	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2018年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	24,826百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	4,820円
基準日	2018年3月31日
効力発生日	2018年6月25日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2019年5月15日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	25,650百万円
配当の原資	利益剰余金

1株当たり配当額	4,980円
基準日	2019年3月31日
効力発生日	2019年6月28日

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	-	-	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2019年5月15日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	25,650百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	4,980円
基準日	2019年3月31日
効力発生日	2019年6月28日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2020年5月19日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	23,950百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	4,650円
基準日	2020年3月31日
効力発生日	2020年6月30日

金融商品関係

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用調査本部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	1,562	1,562	-
(2)金銭の信託	45,493	45,493	-
(3)未収委託者報酬	25,246	25,246	-
(4)未収運用受託報酬	5,933	5,933	-
(5)有価証券及び投資有価証券	19,900	19,900	-
その他有価証券	19,900	19,900	-
資産計	98,136	98,136	-
(6)未払金	16,709	16,709	-
未払収益分配金	0	0	-
未払償還金	25	25	-
未払手数料	7,724	7,724	-
関係会社未払金	7,422	7,422	-
その他未払金	1,535	1,535	-
(7)未払費用	11,704	11,704	-
(8)未払法人税等	1,560	1,560	-
負債計	29,974	29,974	-

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 未払金、(7) 未払費用、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

注2：非上場株式等（貸借対照表計上額：投資有価証券1,562百万円、関係会社株式12,631百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。なお、当事業年度において、非上場株式について1,100百万円（投資有価証券938百万円、関係会社株式161百万円）減損処理を行っております。

注3：金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	1,562	-	-	-
金銭の信託	45,493	-	-	-
未収委託者報酬	25,246	-	-	-
未収運用受託報酬	5,933	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	19,900	-	-	-

合計	98,136	-	-	-
----	--------	---	---	---

当事業年度（自 2019年4月 1 日 至 2020年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自らが運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

（２）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用調査本部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	2,626	2,626	-
(2)金銭の信託	41,524	41,524	-
(3)未収委託者報酬	23,936	23,936	-
(4)未収運用受託報酬	4,336	4,336	-
(5)有価証券及び投資有価証券	24,399	24,399	-
その他有価証券	24,399	24,399	-
資産計	96,823	96,823	-
(6)未払金	15,279	15,279	-
未払収益分配金	0	0	-
未払償還金	3	3	-
未払手数料	6,948	6,948	-
関係会社未払金	7,262	7,262	-
その他未払金	1,063	1,063	-
(7)未払費用	10,290	10,290	-
(8)未払法人税等	1,564	1,564	-
負債計	27,134	27,134	-

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

 その他有価証券

譲渡性預金及びコマーシャル・ペーパーは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 未払金、(7) 未払費用、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

注2：非上場株式等（貸借対照表計上額：投資有価証券1,437百万円、関係会社株式10,171百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。当事業年度において、非上場株式について2,416百万円（投資有価証券117百万円、関係会社株式2,298百万円）減損処理を行っております。なお、関係会社株式に係る評価損は、過年度に計上してありました関係会社株式に対する投資損失引当金の戻入益707百万円と相殺し、関係会社株式評価損1,591百万円を特別損失に計上しております。

注3：金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	2,626	-	-	-
金銭の信託	41,524	-	-	-
未収委託者報酬	23,936	-	-	-
未収運用受託報酬	4,336	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	24,399	-	-	-
合計	96,823	-	-	-

有価証券関係

前事業年度（自 2018年4月 1 日 至 2019年3月31日）

1．売買目的有価証券(2019年3月31日)

該当事項はありません。

2．満期保有目的の債券(2019年3月31日)

該当事項はありません。

3．子会社株式及び関連会社株式(2019年3月31日)

該当事項はありません。

4．その他有価証券(2019年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 株式	-	-	-

小計	-	-	-
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
譲渡性預金	19,900	19,900	-
小計	19,900	19,900	-
合計	19,900	19,900	-

５．事業年度中に売却したその他有価証券（自 2018年4月 1 日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2019年4月 1 日 至 2020年3月31日）

１．売買目的有価証券(2020年3月31日)

該当事項はありません。

２．満期保有目的の債券(2020年3月31日)

該当事項はありません。

３．子会社株式及び関連会社株式(2020年3月31日)

該当事項はありません。

４．その他有価証券(2020年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
譲渡性預金	4,400	4,400	-
コマーシャル・ペーパー	19,999	19,999	-
小計	24,399	24,399	-
合計	24,399	24,399	-

５．事業年度中に売却したその他有価証券（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

退職給付関係

前事業年度(自 2018年4月 1 日 至 2019年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	21,398 百万円
勤務費用	951
利息費用	179
数理計算上の差異の発生額	1,672
退職給付の支払額	737
過去勤務費用の発生額	71
その他	15
退職給付債務の期末残高	23,551

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	17,373 百万円
期待運用収益	434
数理計算上の差異の発生額	241
事業主からの拠出額	483
退職給付の支払額	579
年金資産の期末残高	17,469

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	20,181 百万円
年金資産	17,469
	2,712
非積立型制度の退職給付債務	3,369
未積立退職給付債務	6,082
未認識数理計算上の差異	5,084
未認識過去勤務費用	220
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,218
退職給付引当金	3,219
前払年金費用	2,001
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,218

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	951 百万円
利息費用	179
期待運用収益	434
数理計算上の差異の費用処理額	598
過去勤務費用の費用処理額	38
確定給付制度に係る退職給付費用	1,255

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	47%
株式	41%
生保一般勘定	12%
その他	0%
合計	100%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企业年金制度の割引率	0.7%
退職一時金制度の割引率	0.4%
長期期待運用収益率	2.5%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、197百万円でした。

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	23,551 百万円
勤務費用	1,034
利息費用	154
数理計算上の差異の発生額	138
退職給付の支払額	858
その他	17
退職給付債務の期末残高	23,761

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	17,469 百万円
期待運用収益	436
数理計算上の差異の発生額	393
事業主からの拠出額	566
退職給付の支払額	666
年金資産の期末残高	17,413

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	20,462 百万円
年金資産	17,413
	3,048
非積立型制度の退職給付債務	3,299
未積立退職給付債務	6,347
未認識数理計算上の差異	4,764
未認識過去勤務費用	185
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,766
退職給付引当金	3,311
前払年金費用	1,545
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,766

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額	
勤務費用	1,034 百万円
利息費用	154
期待運用収益	436
数理計算上の差異の費用処理額	572
過去勤務費用の費用処理額	35
確定給付制度に係る退職給付費用	1,289
(5) 年金資産に関する事項	
年金資産の主な内容	
年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。	
債券	57%
株式	24%
生保一般勘定	12%
生保特別勘定	7%
その他	0%
合計	100%
長期期待運用収益率の設定方法	
年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。	
(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項	
当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎	
確定給付型企業年金制度の割引率	0.6%
退職一時金制度の割引率	0.5%
長期期待運用収益率	2.5%
3. 確定拠出制度	
当社の確定拠出制度への要拠出額は、202百万円でした。	

税効果会計関係

前事業年度末 (2019年3月31日)		当事業年度末 (2020年3月31日)	
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産	百万円	繰延税金資産	百万円
賞与引当金	1,175	賞与引当金	1,235
退職給付引当金	998	退職給付引当金	1,026
関係会社株式評価減	51	関係会社株式評価減	762
投資有価証券評価減	708	投資有価証券評価減	462
未払事業税	288	未払事業税	285
時効後支払損引当金	172	時効後支払損引当金	177
減価償却超過額	171	減価償却超過額	171
ゴルフ会員権評価減	192	ゴルフ会員権評価減	167
関係会社株式売却損	148	関係会社株式売却損	148
未払社会保険料	82	未払社会保険料	97
その他	633	その他	219
繰延税金資産小計	4,625	繰延税金資産小計	4,754
評価性引当額	1,295	評価性引当額	1,532
繰延税金資産合計	3,329	繰延税金資産合計	3,222
繰延税金負債		繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	15	その他有価証券評価差額金	4
前払年金費用	620	前払年金費用	478
繰延税金負債合計	635	繰延税金負債合計	483
繰延税金資産の純額	2,694	繰延税金資産の純額	2,738

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	
法定実効税率	31.0%	法定実効税率	31.0%
(調整)		(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1%	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.0%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	5.6%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	4.4%
タックスヘイブン税制	2.6%	タックスヘイブン税制	2.6%
外国税額控除	0.6%	外国税額控除	0.7%
外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.3%	外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.2%
その他	1.3%	その他	0.4%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.1%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.1%

セグメント情報等

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

関連当事者情報

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	594,492 (百万円)	持株会社	(被所有) 直接 100%	資産の賃貸借及び購入等 役員の兼任	資金の借入(*1)	3,000	短期借入金	-
							資金の返済	3,000		
							借入金利息の支払	1	未払費用	-

(イ) 子会社等
該当はありません。

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の子会社	野村証券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	-	当社投資信託の募集の取扱及び売上の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払(*2)	34,646	未払手数料	6,410

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1) 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(*2) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

（１）親会社情報

野村ホールディングス㈱（東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、
ニューヨーク証券取引所に上場）

（２）重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

当事業年度(自 2019年4月 1 日 至 2020年3月31日)

１．関連当事者との取引

（ア）親会社及び法人主要株主等

該当はありません。

（イ）子会社等

該当はありません。

（ウ）兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	-	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払（*1）	31,378	未払手数料	5,536
							コマーシャル・ペーパーの購入（*2）	20,000	有価証券	19,999
							有価証券受取利息	0	その他営業外収益	0

（エ）役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) １．上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

２．取引条件及び取引条件の決定方針等

（*1） 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

（*2） コマーシャル・ペーパーの購入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

（１）親会社情報

野村ホールディングス㈱（東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、

ニューヨーク証券取引所に上場）

（２）重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

１株当たり情報

前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)		当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	
１株当たり純資産額	16,882円89銭	１株当たり純資産額	16,557円31銭
１株当たり当期純利益	4,984円30銭	１株当たり当期純利益	4,658円88銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
１株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益 25,672百万円 普通株式に係る当期純利益 25,672百万円 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。 普通株式の期中平均株式数 5,150,693株		１株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益 23,996百万円 普通株式に係る当期純利益 23,996百万円 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。 普通株式の期中平均株式数 5,150,693株	

中間財務諸表

中間貸借対照表

		2020年9月30日現在
区分	注記 番号	金額(百万円)
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金		2,307
金銭の信託		40,828
有価証券		10,500
未収委託者報酬		24,249
未収運用受託報酬		4,560
その他		894
貸倒引当金		14
流動資産計		83,326
固定資産		
有形固定資産	1	2,998
無形固定資産		5,462
ソフトウェア		5,461
その他		0
投資その他の資産		15,942
投資有価証券		1,701
関係会社株式		10,171
前払年金費用		1,429
繰延税金資産		2,003
その他		636
固定資産計		24,403

資産合計		107,730
		2020年9月30日現在
区分	注記 番号	金額(百万円)
(負債の部)		
流動負債		
未払金		11,513
未払収益分配金		0
未払償還金		0
未払手数料		6,651
関係会社未払金		4,007
その他未払金	2	853
未払費用		9,953
未払法人税等		1,444
賞与引当金		2,005
その他		147
流動負債計		25,063
固定負債		
退職給付引当金		3,350
時効後支払損引当金		579
資産除去債務		1,371
固定負債計		5,300
負債合計		30,364
(純資産の部)		
株主資本		77,365
資本金		17,180
資本剰余金		13,729
資本準備金		11,729
その他資本剰余金		2,000
利益剰余金		46,455
利益準備金		685
その他利益剰余金		45,770
別途積立金		24,606
繰越利益剰余金		21,163
評価・換算差額等		0
その他有価証券評価差額金		0
純資産合計		77,366
負債・純資産合計		107,730

中間損益計算書

		自 2020年4月 1日 至 2020年9月30日
区分	注記 番号	金額(百万円)
営業収益		
委託者報酬		52,814
運用受託報酬		7,648
その他営業収益		178
営業収益計		60,641
営業費用		
支払手数料		16,811
調査費		11,994
その他営業費用		3,835

営業費用計		32,641
一般管理費	1	13,883
営業利益		14,115
営業外収益	2	6,145
営業外費用	3	33
経常利益		20,227
特別利益	4	2,228
特別損失	5	445
税引前中間純利益		22,011
法人税、住民税及び事業税		5,226
法人税等調整額		739
中間純利益		16,045

中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
						別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	29,069	54,360	85,270
当中間期変動額									
剰余金の配当							23,950	23,950	23,950
中間純利益							16,045	16,045	16,045
株主資本以外の項目の 当中間期変動額 (純額)									
当中間期変動額合計	-	-	-	-	-	-	7,905	7,905	7,905
当中間期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	21,163	46,455	77,365

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	

当期首残高	10	10	85,281
当中間期変動額			
剰余金の配当			23,950
中間純利益			16,045
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	10	10	10
当中間期変動額合計	10	10	7,915
当中間期末残高	0	0	77,366

[重要な会計方針]

1 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式...移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 時価のあるもの... 中間決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。) 時価のないもの...移動平均法による原価法
2 運用目的の金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法によっております。
3 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。 (2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。
4 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 賞与の支払に備えるため、支払見込額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企業年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 確定給付型企業年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企業年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。

	(4) 時効後支払引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。	
5 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。	
6 連結納税制度の適用	連結納税制度を適用しております。 なお、当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。	

[注記事項]

中間貸借対照表関係

2020年9月30日現在	
1 有形固定資産の減価償却累計額	648百万円
2 消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他未払金」に含めて表示しております。

中間損益計算書関係

自 2020年4月 1日 至 2020年9月30日	
1 減価償却実施額	
有形固定資産	180百万円
無形固定資産	1,125百万円
2 営業外収益のうち主要なもの	
受取配当金	4,540百万円
金銭信託運用益	1,360百万円
3 営業外費用のうち主要なもの	
時効後支払引当金繰入	10百万円
為替差損	9百万円
4 特別利益の内訳	
投資有価証券等売却益	71百万円
株式報酬受入益	26百万円
移転補償金	2,130百万円
5 特別損失の内訳	
投資有価証券等評価損	36百万円
固定資産除却損	2百万円
事務所移転費用	406百万円

中間株主資本等変動計算書関係

自 2020年4月 1日 至 2020年9月30日				
1 発行済株式に関する事項				
株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式	5,150,693株	-	-	5,150,693株
2 配当に関する事項				
配当金支払額				
2020年5月19日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。				
・普通株式の配当に関する事項				
(1) 配当金の総額	23,950百万円			
(2) 1株当たり配当額	4,650円			
(3) 基準日	2020年3月31日			
(4) 効力発生日	2020年6月30日			

金融商品関係

当中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

金融商品の時価等に関する事項

2020年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	2,307	2,307	-
(2)金銭の信託	40,828	40,828	-
(3)未収委託者報酬	24,249	24,249	-
(4)未収運用受託報酬	4,560	4,560	-
(5)有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	10,500	10,500	-
資産計	82,445	82,445	-
(6)未払金	11,513	11,513	-
未払収益分配金	0	0	-
未払償還金	0	0	-
未払手数料	6,651	6,651	-
関係会社未払金	4,007	4,007	-
その他未払金	853	853	-
(7)未払費用	9,953	9,953	-
(8)未払法人税等	1,444	1,444	-
負債計	22,911	22,911	-

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 未収委託者報酬、(4) 未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。また、譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 未払金、(7) 未払費用、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

注2：非上場株式等（中間貸借対照表計上額：投資有価証券1,701百万円、関係会社株式10,171百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「（５）有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。なお、当中間会計期間において、非上場株式について35百万円（投資有価証券35百万円）減損処理を行っております。

有価証券関係

当中間会計期間末（2020年9月30日）

1．満期保有目的の債券(2020年9月30日)

該当事項はありません。

2．子会社株式及び関連会社株式(2020年9月30日)

該当事項はありません。

3．その他有価証券(2020年9月30日)

区分	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
----	-------------------------	---------------	-------------

中間貸借対照表計上額 が取得原価を超えない もの			
譲渡性預金	10,500	10,500	-
小計	10,500	10,500	-
合計	10,500	10,500	-

資産除去債務関係

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

当該資産除去債務の総額の増減 (単位：百万円)

	自 2020年4月 1日 至 2020年9月30日
期首残高	-
有形固定資産の取得に伴う増加 時の経過による調整額	1,371 -
中間期末残高	1,371

セグメント情報等

当中間会計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

1 株当たり情報

	自 2020年4月 1日 至 2020年9月30日
--	------------------------------

1 株当たり純資産額 15,020円52銭

1 株当たり中間純利益 3,115円15銭

(注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益につきましては、新株予約権付社債等潜在株式がないため、記載しておりません。

2. 1 株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

中間純利益	16,045百万円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る中間純利益	16,045百万円
期中平均株式数	5,150千株

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等(委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下 において同じ。)又は子法人等(委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記 に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1)定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2)訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託者

(a) 名称	(b) 資本金の額 [*]	(c) 事業の内容
野村信託銀行株式会社	35,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

* 2020年12月末現在

(2) 販売会社

(a) 名称	(b) 資本金の額 [*]	(c) 事業の内容
野村證券株式会社	10,000百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

* 2020年12月末現在

(3) 投資顧問会社

(a) 名称	(b) 資本金の額 [*]	(c) 事業の内容
NOMURA CORPORATE RESEARCH AND ASSET MANAGEMENT INC. (ノムラ・コーポレート・リサーチ・アンド・アセット・マネージメント・インク)	51,784,265.65ドル	米国の1940年投資顧問法に基づき合衆国証券取引委員会(SEC)に登録され当該法律の定める範囲内で行なう投資顧問業およびそれに付随する一切の業務を営んでいます。

* 2020年9月末現在

2【関係業務の概要】

(1) 受託者

ファンドの受託会社（受託者）として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行ないます。

(2) 販売会社

ファンドの取扱販売会社として、募集の取扱いおよび販売を行ない、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行ないます。

(3) 投資顧問会社

委託会社から運用の指図に関する権限の一部委託を受け、信託財産の運用の指図を行ないます。

3【資本関係】

（持株比率5.0%以上を記載します。）

(1) 受託者

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

(3) 投資顧問会社

該当事項はありません。

第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
2020年 2月26日	有価証券届出書
2020年 2月26日	有価証券報告書
2020年 8月27日	有価証券届出書の訂正届出書
2020年 8月27日	半期報告書

独立監査人の監査報告書

2020年6月10日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	亀井 純子
--------------------	-------	-------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	櫻井 雄一郎
--------------------	-------	--------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	津村 健二郎
--------------------	-------	--------

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第61期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の2020年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成すること

が適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2021年1月22日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

亀井純子

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村米国好利回り社債投信 Aコースの2019年12月10日から2020年12月8日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村米国好利回り社債投信 Aコースの2020年12月8日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2021年1月22日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

亀井純子

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村米国好利回り社債投信 Bコースの2019年12月10日から2020年12月8日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村米国好利回り社債投信 Bコースの2020年12月8日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2020年11月25日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	亀井純子
--------------------	-------	------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	津村健二郎
--------------------	-------	-------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	水永真太郎
--------------------	-------	-------

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第62期事業年度の中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の2020年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判

断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) １．上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- ２．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。